

第6次芦屋町総合振興計画 後期基本計画

人を育み 未来につなぐ あしやまち



第6次

芦屋町総合振興計画

後期基本計画

令和8年3月

福岡県 芦屋町

芦屋町民憲章

わたしたちの芦屋町が歴史と伝統を生かし、さらに明るく、たくましく栄えていく

ことを願って、次の約束を定めます。

- 緑豊かな 海も空もきれいなまちにします
- お互いを大切にし ふれあいの手をつなぎます
- たのしく働き 幸せな家庭をつくります
- 学習や健康づくりに 仲間の輪をひろげます
- きまりを身につけ 住みよいまちにします

町花：はまゆう



町木：くろ松



町章：芦屋町の「ア」を4つと「屋」を抽象的に図案化したものです。

「人を育み 未来につなぐ あしやまち」
をめざして



第6次芦屋町総合振興計画は、令和3年度からの10年間を計画期間とした、まちづくりの指針となる芦屋町の最上位計画です。計画では、まちづくりの礎である「人」の育成・発掘に取り組むとともに、芦屋町の宝である歴史や文化、美しく豊かな自然などを未来につなげていくという思いを込め、まちの将来像を「人を育み 未来につなぐ あしやまち」としています。

総合振興計画は、前半の5年間を前期基本計画、後半の5年間を後期基本計画とし、社会情勢に応じた見直しを行うこととしています。今回は、前期基本計画の計画期間が令和7年度までとなっているため、令和8年度からの後期基本計画を策定するものです。

私たちを取り巻く社会状況は、深刻な少子高齢化や人口減少、激甚化する自然災害、人手不足、デジタル化の進展などによって大きく変化しています。

こうした時代の潮流に対応したまちづくりを総合的・計画的に進めるため、後期基本計画は、前期基本計画の達成状況を評価・検証し、社会情勢の変化を踏まえたうえで、できるだけ多くの住民の皆さまの意見が反映できるよう、コミュニティ活動状況調査（住民アンケート）をはじめ、中学生アンケートやまちづくりを担う関係団体の皆さまとの意見交換会など様々な住民参画の手法を取り入れ、策定しました。

今回策定した後期基本計画のもと「誰もが住みたい、住み続けたいと感じるまちづくり」のため、各分野の施策に全力で取り組んでまいりますので、住民の皆さまのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました皆さま、熱心にご審議いただきました芦屋町総合振興計画審議会委員や芦屋町議会議員の皆さま、そして、すべての関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和8年3月

芦屋町長 貝掛 俊之

目次 / contents

基本構想

第1章 総合振興計画の概要	2
第1節 後期基本計画策定の趣旨	2
第2節 総合振興計画の性格と役割	2
第3節 計画の構成と期間	3
第2章 基本構想	4
第1節 芦屋町の将来像	4
第2節 将来人口	5
第3節 施策の大綱	6
第3章 後期基本計画の策定にあたって	12
第1節 後期基本計画の策定フロー	12
第2節 アンケートからみる住民意識	14

後期基本計画

第6次芦屋町総合振興計画の体系	18
後期基本計画の読み方	20
SDGs（持続可能な開発目標）	22
第1章 住民とともに進めるまちづくり	23
第1節 人づくり	24
第2節 地域づくり	26
第2章 安全で安心して暮らせるまち	29
第1節 安全・安心	30



第3章 こどもがのびのびと育つまち	35
第1節 こども・子育て支援	36
第2節 学校教育	39
第4章 いきいきと暮らせる笑顔のまち	43
第1節 社会福祉	44
第2節 健康づくり	47
第5章 活力ある産業を育むまち	51
第1節 農業	52
第2節 水産業	55
第3節 商工業	58
第4節 観光	60
第6章 環境にやさしく、快適なまち	65
第1節 生活環境	66
第2節 公園・緑地	69
第3節 土地利用・住宅	71
第4節 道路・交通	74
第5節 上水道・下水道	77
第7章 心豊かな人が育つまち	79
第1節 生涯学習	80
第2節 人権	83
第3節 歴史・文化	86
第4節 国際交流	89
計画の実現に向けて	91
資料編	95

本計画において「※」を付した用語については、資料編（P.106）に用語解説を掲載しています。

基本構想

第1章 総合振興計画の概要

第2章 基本構想

第3章 後期基本計画の策定にあたって

第1章 総合振興計画の概要

第1節 後期基本計画策定の趣旨

芦屋町では、令和3年3月に「第6次芦屋町総合振興計画」を策定しました。「人を育み 未来につなぐ あしやまち」を町の将来像として掲げ、その実現に向けて、令和3年度から5年間の計画期間とする前期基本計画を策定し、さまざまな施策を展開してきました。

この度、前期基本計画が令和7年度をもって終了することから、前期基本計画策定時からの社会情勢の変化や各施策の進捗状況、達成状況の評価などを踏まえ、令和8年度から令和12年度までの5年間の後期基本計画を策定するものです。

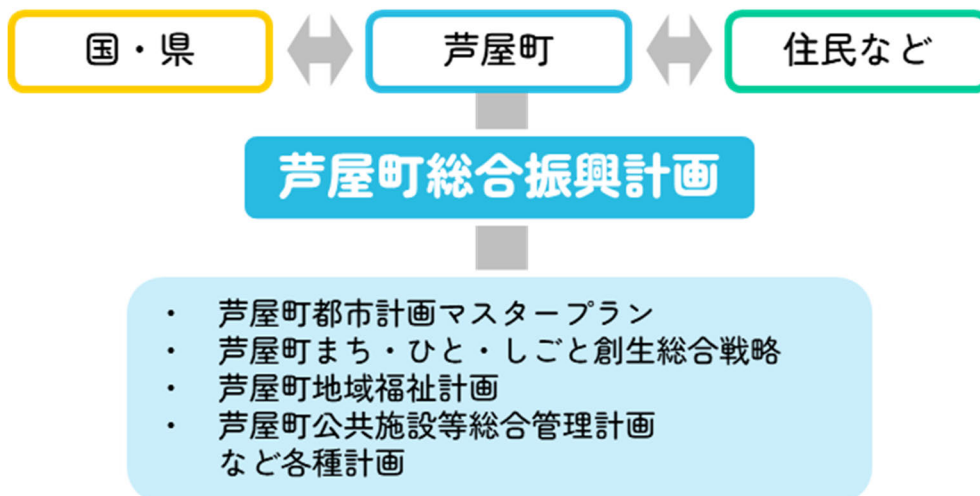
今後、この後期基本計画に基づき、将来像の実現に向け、計画的に取り組みを推進していきます。

第2節 総合振興計画の性格と役割

総合振興計画は、長期的な展望のもと町の将来像を明確にし、その実現に向けた基本的な考え方や方針を総合的、体系的にまとめた町の最上位計画であり、芦屋町の経営方針であるとともに、住民と行政による協働のまちづくりを進める役割を担っています。

また、国や県、住民や民間団体などの行う事業について相互調整を図るうえでの指針となるものです。

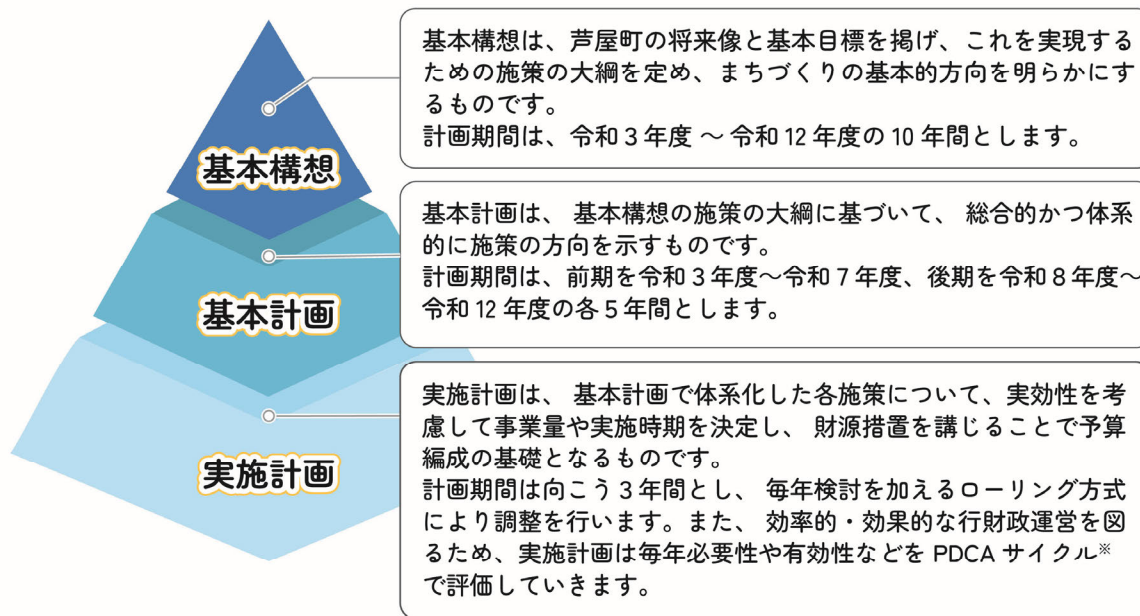
■計画の位置づけ



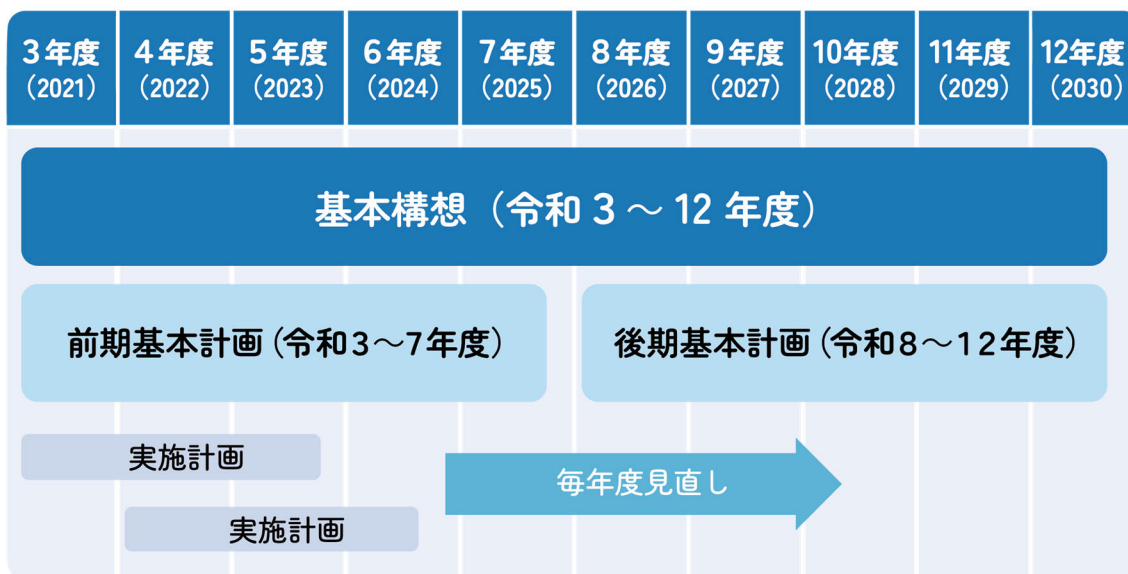
第3節 計画の構成と期間

総合振興計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されます。

■計画の構成



■計画期間



第2章 基本構想

「第2章基本構想」は、令和3年度に策定した内容を掲載しています。なお、「第2節将来人口」については、新たに人口ビジョンを策定したため、本計画ではその内容に基づいて掲載しています。

第1節 芦屋町の将来像

第5次芦屋町総合振興計画では「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」をまちづくりの目標に掲げ、施策を推進してきました。今後もこれまでの施策を継承しながら、さらなるまちの発展と魅力を高め、住みたい、住み続けたいと感じるまちづくりが必要です。

芦屋町は、芦屋釜をはじめとした歴史・文化や、響灘に面した美しい海岸線といった豊かな自然などの地域資源を有しています。こうした魅力はまちの宝としてこれからも守り育て、未来につなげていくことが重要です。

また、社会状況の変化や住民ニーズの多様化を踏まえ、これからの芦屋町をつくっていくことが必要です。そのためには、まちづくりの礎である「人」の育成・発掘に取り組み、「人づくり」を進めていくことが重要です。

以上のことから、芦屋町のめざす将来像を次のとおり定めます。



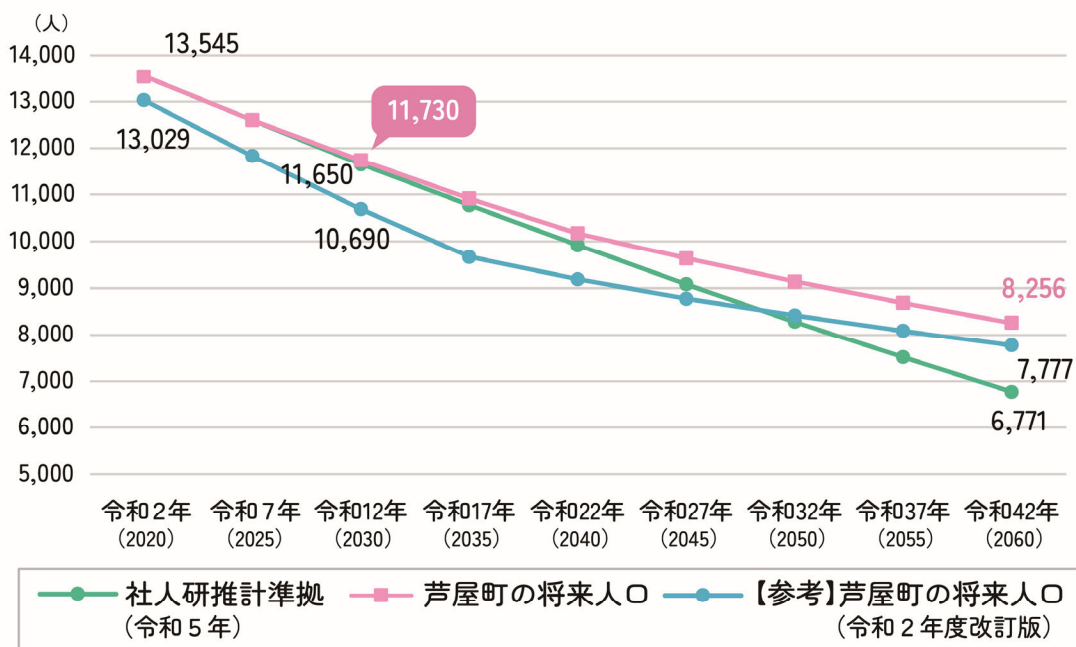
第2節 将来人口

日本の総人口そのものが減少している中、多くの市町村において人口減少が進行しており、国立社会保障・人口問題研究所に準拠した将来人口推計では、芦屋町の人口は令和12年に11,650人になると推計されており、これは令和2年の13,545人から1,895人減少する見込みです。

第6次芦屋町総合振興計画における将来人口については、「芦屋町人口ビジョン」に基づき、令和12年の目標人口を11,730人に設定します。

令和12年の目標人口
11,730人

■芦屋町の将来人口の推計



資料：芦屋町人口ビジョン（令和6年度改訂版）

※「芦屋町人口ビジョン」は、出生率の上昇に取り組むことで、令和12年の合計特殊出生率^{*}を1.80、令和22年に2.07を実現するとともに、令和22年をめぐりに人口の社会減を解消することで、令和42年の人口減少を8,256人まで抑えることをめざしています。

第3節 施策の大綱

1 住民とともに進めるまちづくり

1 人づくり

地域コミュニティ、福祉、産業などのあらゆる分野において、地域課題の解決に意欲を持って活動する人とともに持続可能なまちづくりを進めるため、町の将来の礎となる人財の発掘や育成に取り組みます。

2 地域づくり

行政情報の積極的な公表など、「芦屋町住民参画まちづくり条例」に基づき、あらゆる分野において行政と住民との協働のまちづくりに取り組みます。また、住民一人ひとりが地域課題に対する関心を高めるとともに、コミュニティを形成する一員であることの自覚を高め、地域における連帯意識を深めます。さらに、自治区活動や各種団体活動への支援に取り組むことで住民同士のコミュニケーションを促進し、暮らしやすい地域づくりを進めます。

2 安全で安心して暮らせるまち

1 安全・安心

すべての住民の生命や財産を守るため、地域における防災活動の支援、意識醸成など「自助」、「共助」を促進することをはじめ、雨水・排水対策やハザードマップ※の更新など防災・減災対策に取り組むとともに、消防体制の強化を図ります。また、地域や関係機関と連携を図りながら、防犯意識の高揚や防犯活動の促進に努めるとともに、交通安全対策の充実など、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3 子どもがのびのびと育つまち

1 子ども・子育て支援

「芦屋の子どもは、芦屋で育てる」の理念のもと、次世代を担う子どもたちが安心して幸せに生活できる環境づくりに取り組むとともに、保護者のニーズに応じた幼児教育・保育サービスの充実を図ります。また、子育て世代包括支援センターや学童クラブなどを中心とした育児・子育て支援の充実に取り組みます。

2 学校教育

まちの未来を担う子どもたちがたくましく、健やかに成長することができるよう、ICT※教育の充実などによる学力の向上をはじめ、豊かな心・健やかな体の育成、シビックプライド※の醸成などに取り組みます。また、学校施設の長寿命化※計画に基づく維持管理を計画的に行い、安心して学習することができる教育環境づくりを進めるとともに、今後の児童生徒数の推移を踏まえ、学校の再編について検討します。

4 いきいきと暮らせる笑顔のまち

1 社会福祉

高齢者や障がい者など、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながらいきいきと生活できる地域共生社会の実現をめざし、自立や社会参加を促進するための福祉ボランティアの育成や住民相互の助け合いなど、住民が主体的に福祉活動に取り組める仕組みづくりを行うとともに、福祉施設や在宅福祉サービス※の整備を図ります。また、生活困窮者への支援や自殺対策などの取り組みを推進します。

2 健康づくり

住民一人ひとりの健康の保持・増進を図るため、乳幼児から高齢者までを対象とした各種健診や健康教室をはじめ、個別訪問や保健指導の充実に努め、健康づくりに対する意識の高揚を図ります。また、健康相談や予防接種による疾病予防、特定健康診査※・特定保健指導※を促進し、国民健康保険事業の安定化や医療費の削減などを行うとともに、地方独立行政法人芦屋中央病院を核として、関係機関と連携した地域医療体制の充実に努めます。

5 活力ある産業を育むまち

1 農業

農地の有効利用と農業基盤の整備を図るとともに、農業後継者や新規就農者など意欲ある担い手の育成支援に取り組み、農業の振興を図ります。また、地域における農業の将来ビジョンを明確にするとともに、中心経営体への農地集約化に関する将来指針を作成することで、地域農業経営の安定化を図ります。

2 水産業

つくり育てる漁業の推進、海産物のブランド化などにより地産地消や漁業経営の安定化を図ります。また、漁業施設の整備や柏原漁港の維持管理・更新などにより、漁港施設の機能向上や活力ある漁港づくりに取り組みます。

3 商工業

商工会と連携を図りながら商工業の活性化に努めます。また、町内における創業の支援や芦屋産品のブランド化などの取り組みを進め、暮らしの利便性の向上や雇用の確保を図ります。

4 観光

美しい自然や独自の歴史・文化などの豊富な観光資源に関する情報発信を行いながら、観光資源を活かす公園などの整備に取り組みます。

関係機関・団体などと連携し、住民が参画するイベントや活動を創出するとともに、歴史あるあしや花火大会など、従来から実施しているイベントの充実や支援により交流人口※の増加を図ります。

さらに、福岡県が管理する地方港湾芦屋港を観光レジャーの要素を持つ港として有効活用し、芦屋町の海の魅力を活かした地方創生・観光まちづくりを推進する拠点となるよう「芦屋港のレジャー港化」に取り組み、地域経済の活性化を図ります。

6 環境にやさしく、快適なまち

1 生活環境

住民の環境美化意識の高揚や省エネルギーの推進、ごみの資源化・減量化など適切なおみ処理を進め、地球温暖化防止と循環型社会の形成に向けた取り組みを進めます。

2 公園・緑地

緑地の保全・育成に取り組み、住民の緑化意識の高揚を図ります。また、訪れる人々の憩いの場や遊び場などとしての機能が持続するよう、公園の整備や良好な環境の維持管理に努めます。

3 土地利用・住宅

「遠賀広域都市計画用途地域※」や「芦屋町農業振興地域整備計画」について、芦屋町の地域特性に応じた見直しを検討します。また、定住奨励施策による定住促進や空地・空家対策による町内の土地の有効活用を図るとともに、町営住宅の長寿命化※や管理戸数の適正化を図ります。

4 道路・交通

老朽化した生活道路や橋梁の長寿命化※を図り、道路施設の整備促進に計画的に取り組めます。また、近隣市町や関係機関との連携によりバス交通の運行確保に努め、利便性の確保や公共交通網の維持をめざします。

5 上水道・下水道

公共下水道施設の適正な管理や計画的な改築更新・長寿命化※を行い、公共下水道の効率的な管理運営に取り組めます。また、適正な受益者負担のもと、下水道事業経営の安定化を図るとともに、事業の持続性確保や効率化のため、下水道事業の広域化・共同化も含め検討します。

7 心豊かな人が育つまち

1 生涯学習

生涯学習には学ぶことを通じて人とつながり、一緒になってまちづくりや地域活性化に貢献することが期待されています。そのため、住民が興味・関心や生活課題・地域課題などについていつでも、どこでも学んだ成果を活かすことができる環境づくりを進めるとともに、青少年の健全な育成や住民の生きがいづくりなどに取り組みます。

人生100年時代において、生涯にわたって健康な生活を送ることができるようスポーツやレクリエーション活動の充実や支援に取り組みます。

2 人権

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題への啓発を進めるとともに、すべての住民が性別にかかわらずそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、その意識づくりや環境整備に取り組みます。

3 歴史・文化

貴重な文化財・伝統文化を次代に継承するため、文化財の保護や伝統文化を担う後継者の育成に努めるとともに、芦屋町にしかないオンリーワンの地域資源「芦屋釜」を活かし、地域振興に取り組みます。また、芦屋釜の復興のため、鋳物師[※]の支援に取り組みます。さらに、ギャラリーをはじめとする文化活動拠点の活用によって、住民の文化・芸術活動の振興を図ります。

4 国際交流

国際感覚豊かな人材を育成するため、海外ホームステイ事業をはじめ、国際交流活動を担う団体への支援に取り組みます。

計画の実現に向けて

限られた財源の中で効果的な財政運営を進めるため、行政事務や財政運営の効率化、芦屋町の財政に大きく寄与してきたモーターボート競走事業の売上向上など自主財源の確保を図ります。また、組織機構の見直しや研修等を通じた職員の資質向上、広域行政の促進など効果的・効率的な行政運営を進めます。

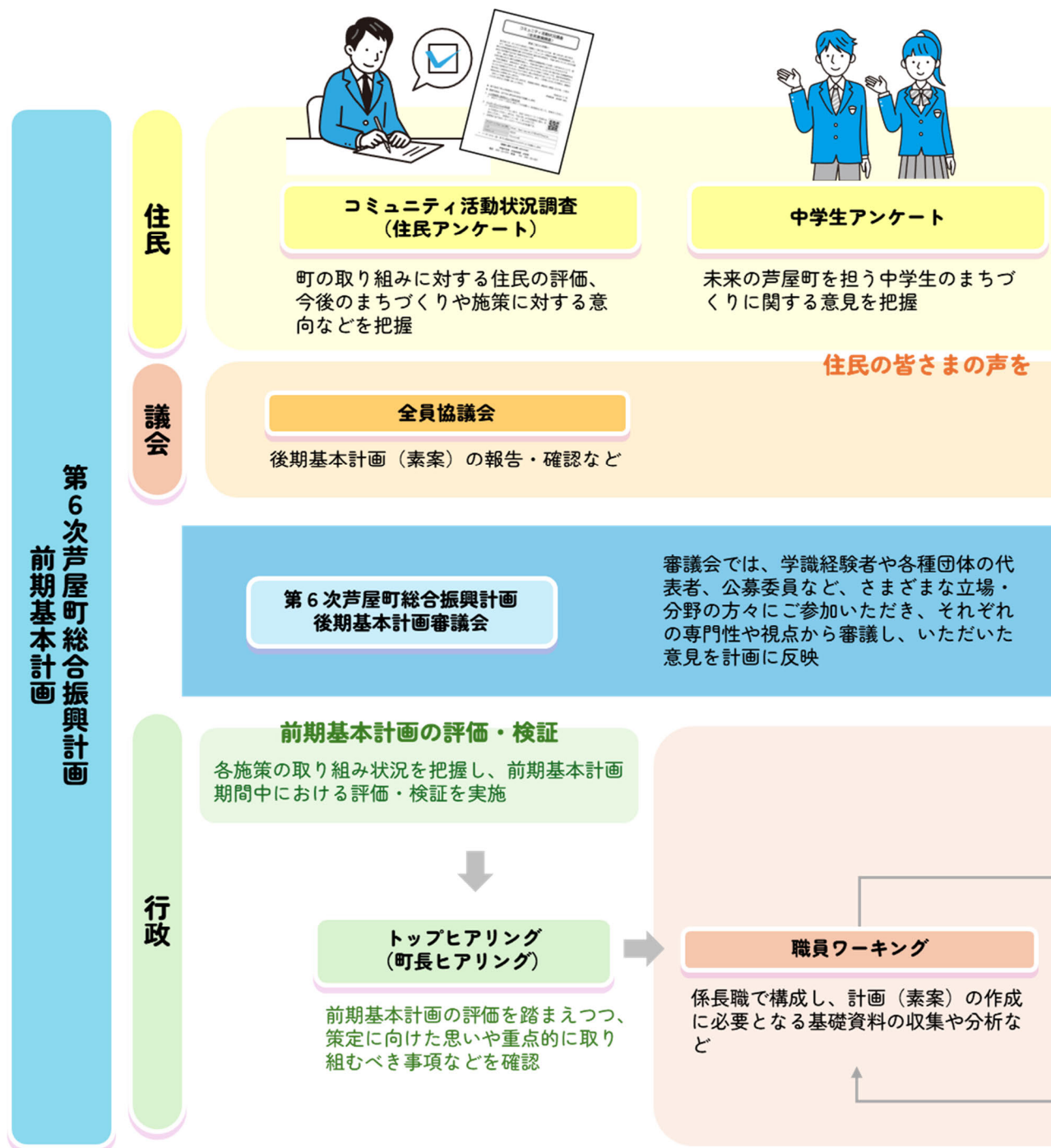
さらに、施策に基づく個々の実施計画の進捗状況や効果について評価を行い、進行管理を進めます。



第3章 後期基本計画の策定にあたって

第1節 後期基本計画の策定フロー

後期基本計画は、前期基本計画の評価・検証結果を踏まえ、学識経験者や各種団体の代表者、公募委員などで構成する審議会と庁内の職員ワーキング・検討会議・政策会議で、報告や意見交換、審議を重ねながら策定を進めました。



第6次芦屋町総合振興計画
後期基本計画



関係団体意見交換会

町内で様々な活動を行っている各種団体の現状や課題、今後の取り組みや町への要望を把握



パブリックコメント

後期基本計画（素案）を公表し、住民から広く意見や提案を募集

計画に取り入れるしくみ



後期基本計画（素案）の作成

後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画の評価やトップヒアリング（町長ヒアリング）の内容を踏まえ、職員ワーキング、検討会議、政策会議での審議の内容を反映し、後期基本計画（素案）を作成

検討会議

課長職で構成し、職員ワーキングでまとめた基礎資料をもとに、計画(素案)の作成、審議など



政策会議

町の最高意思決定機関で、計画(素案)の決定に必要な事項の審議など

第2節 アンケートからみる住民意識

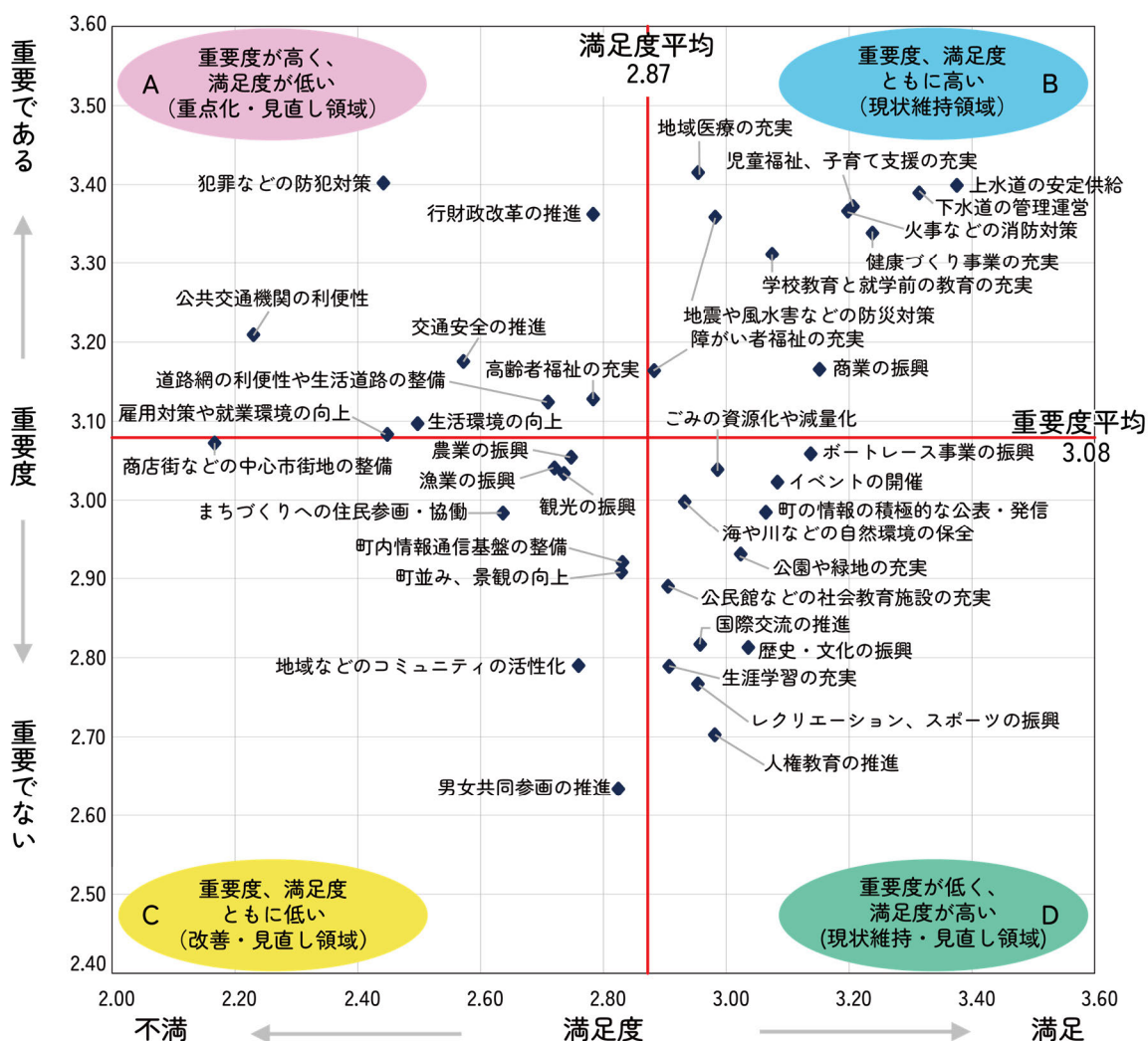
後期基本計画の策定にあたり、令和6年11月に、芦屋町在住の18歳以上の住民を対象に、コミュニティ活動状況調査（住民アンケート）を実施しました。

(1) 芦屋町の取り組みに対する満足度・重要度

満足度、重要度ともに高いものは、「地域医療の充実」、「上水道の安定供給」、「下水道の管理運営」となっています。

「犯罪などの防犯対策」、「行財政改革の推進」、「公共交通機関の利便性」は満足度が低く、重要度が高くなっているため、今後項目の重点化や抜本的な見直しが求められています。

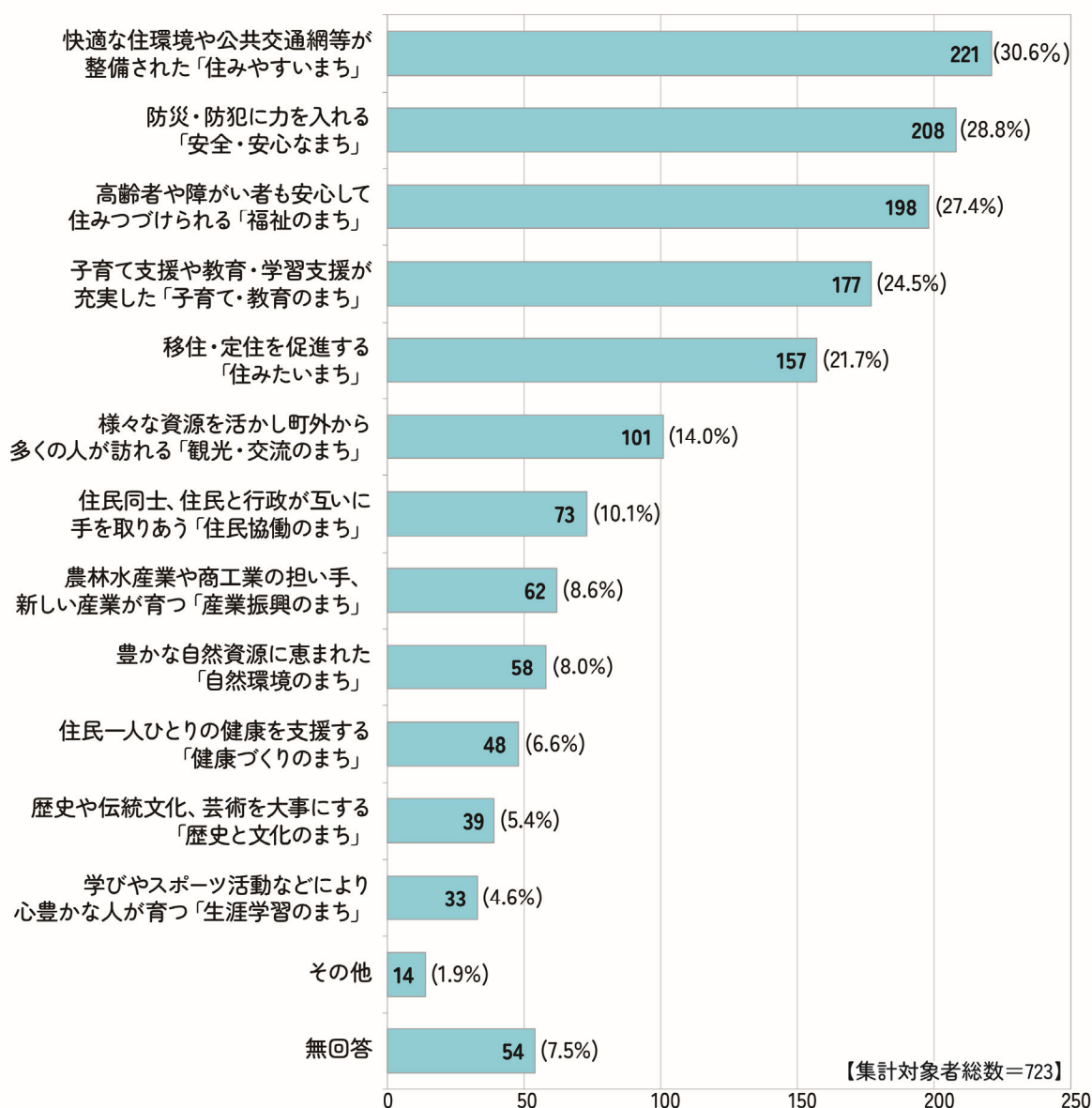
■芦屋町の取り組みに対する満足度・重要度



満足度は、「満足」4点、「やや満足」3点、「やや不満」2点、「不満」1点の設定で評価するため、平均は2.50点です。今回の満足度は2.87となっており、平均以上かつ、前期基本計画の策定前である令和元年度の満足度2.72と比較すると、0.15ポイント上昇しています。これは、前期基本計画期間中の町の取り組みが評価されたものと考えられます。

(2) まちづくり

今後10年間のまちづくりで特に力を入れるべきことについては、「住みやすいまち」、「安全・安心なまち」が多くなっています。



※回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。このため、合計値が100%にならない場合があります。

後期基本計画

第1章 住民とともに進めるまちづくり

第2章 安全で安心して暮らせるまち

第3章 こどもがのびのびと育つまち

第4章 いきいきと暮らせる笑顔のまち

第5章 活力ある産業を育むまち

第6章 環境にやさしく、快適なまち

第7章 心豊かな人が育つまち

計画の実現に向けて

第6次芦屋町総合振興計画の体系



主な取り組み（主要施策）

実施計画

1 人財育成・発掘

1 住民との協働 2 地域コミュニティの推進 3 ボランティア活動の支援

1 防災対策の充実 2 消防の充実 3 防犯対策 4 交通安全対策

1 こども・子育て支援の充実 2 幼児教育・保育

1 学力の向上 2 豊かな心・健やかな体の育成 3 学校施設・教育環境の充実

1 地域福祉の推進 2 高齢者福祉の充実 3 障がい者福祉の充実

1 健康づくりの推進 2 国民健康保険事業 3 地域医療の充実

1 農業経営の安定化 2 農業基盤の整備

1 漁業経営の安定化 2 漁業基盤の整備

1 商工業の振興

1 観光資源の整備と活用 2 地域資源を生かした観光の推進 3 芦屋港の活性化の推進

1 環境の保全と美化 2 循環型社会の推進

1 身近な公園の充実 2 緑地の保全と育成

1 地域特性を生かした土地利用 2 良好な住宅の形成 3 移住・定住施策の推進

1 道路の整備促進 2 公共交通機関の充実

1 公共下水道の管理運営

1 社会教育の推進 2 生涯スポーツの充実

1 人権の尊重 2 男女共同参画の推進

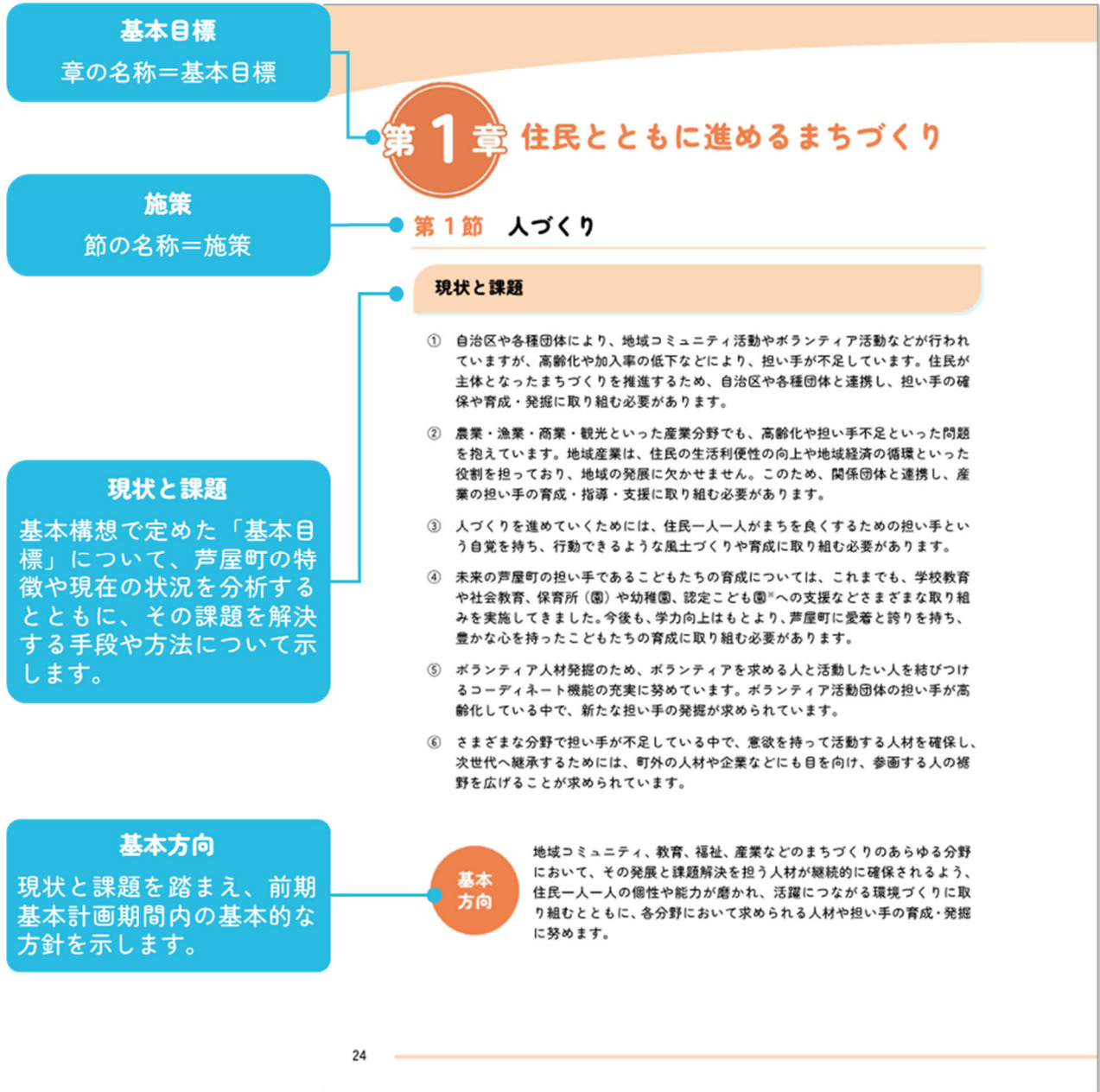
1 文化財の保護と活用 2 芦屋釜の振興 3 文化・芸術活動の充実

1 国際交流の推進

の売上向上を図ります 3 職員の育成や資質向上を図ります

後期基本計画の読み方

基本計画は、基本構想の「施策の大綱」に基づき章立てを行って整理しています。



第1章 住民とともに進めるまちづくり

主要施策

1 人財育成※・発掘

- ① まちづくりのさまざまな分野において、意欲を持って活動する人材を継続的に確保するため、関係団体や関係機関と連携し、取り組み内容や成果などの情報発信に努めます。
- ② まちづくりに関心や意欲のある住民に対し、学習機会の提供などを通じて能力開発を支援します。
- ③ 各政策分野において、年齢や性別、障がいの有無、国籍などにとらわれず、個々の能力が生かされ、活躍できる環境づくりを推進します。
- ④ ボランティア活動センターを中心に、ボランティアを支える人材の育成や発掘を行うとともに、取り組み人同士のネットワークづくりを推進します。
- ⑤ 持続可能なまちづくりのため、関係人口[®]の創出・拡大を図ります。

関連SDGs



数値目標

主要施策	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	人材育成事業補助金の申請件数	1件	5件(累計)
	ふるさと納税年間寄附件数	2,333件	8,000件

主要施策

基本方向に基づく主な取り組みについて、その内容を具体的に示します。

関連SDGs

施策に関連するSDGs（持続可能な開発目標）における17のゴールのアイコンを示します。

数値目標

具体的な施策での取り組みの達成度合いを「指標」として設定し、令和12年度における目標値を示します。

資料編

SDGs（持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 28 年から令和 12 年までの 15 年間で貧困や不平等・格差、気候変動、資源枯渇、自然破壊などの様々な世界的問題を根本的に解決し、持続可能で「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすため、国連サミットで採択された世界共通の 17 の目標です。

芦屋町では、第 6 次芦屋町総合振興計画の各施策分野に SDGs の目指す 17 の目標を連動させ、総合振興計画・SDGs を一体的に推進し、芦屋町の将来像の実現とともに、持続可能な地域づくりをめざしてまいります。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安定保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12. つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子のエンパワーメントを行う。</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 包括的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの拡大を図る。</p>	 <p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です</p>	

1

住民とともに進めるまちづくり

第1節 人づくり

第2節 地域づくり

第1章 住民とともに進めるまちづくり

第1節 人づくり

現状と課題

- ① 自治区や各種団体により、地域コミュニティ活動やボランティア活動などが行われていますが、高齢化や加入率の低下などにより、担い手が不足しています。住民が主体となったまちづくりを推進するため、自治区や各種団体と連携し、担い手の確保や育成・発掘に取り組む必要があります。
- ② 農業・漁業・商業・観光といった産業分野でも、高齢化や担い手不足といった問題を抱えています。地域産業は、住民の生活利便性の向上や地域経済の循環といった役割を担っており、地域の発展に欠かせません。このため、関係団体と連携し、産業の担い手の育成・指導・支援に取り組む必要があります。
- ③ 人づくりを進めていくためには、住民一人一人がまちを良くするための担い手という自覚を持ち、行動できるような風土づくりや育成に取り組む必要があります。
- ④ 未来の芦屋町の担い手であるこどもたちの育成については、これまでも、学校教育や社会教育、保育所（園）や幼稚園、認定こども園[※]への支援などさまざまな取り組みを実施してきました。今後も、学力向上はもとより、芦屋町に愛着と誇りを持ち、豊かな心を持ったこどもたちの育成に取り組む必要があります。
- ⑤ ボランティア人材発掘のため、ボランティアを求める人と活動したい人を結びつけるコーディネート機能の充実に努めています。ボランティア活動団体の担い手が高齢化している中で、新たな担い手の発掘が求められています。
- ⑥ さまざまな分野で担い手が不足している中で、意欲を持って活動する人材を確保し、次世代へ継承するためには、町外の人材や企業などにも目を向け、参画する人の裾野を広げることが求められています。

基本 方向

地域コミュニティ、教育、福祉、産業などのまちづくりのあらゆる分野において、その発展と課題解決を担う人材が継続的に確保されるよう、住民一人一人の個性や能力が磨かれ、活躍につながる環境づくりに取り組むとともに、各分野において求められる人材や担い手の育成・発掘に努めます。

主要施策

1 人財育成※・発掘

- ① まちづくりのさまざまな分野において、意欲を持って活動する人材を継続的に確保するため、関係団体や関係機関と連携し、取り組み内容や成果などの情報発信に努めます。
- ② まちづくりに関心や意欲のある住民に対し、学習機会の提供などを通じて能力開発を支援します。
- ③ 各政策分野において、年齢や性別、障がいの有無、国籍などにとらわれず、個々の能力が生かされ、活躍できる環境づくりを推進します。
- ④ ボランティア活動センターを中心に、ボランティアを支える人材の育成や発掘を行うとともに、取り組む人同士のネットワークづくりを推進します。
- ⑤ 持続可能なまちづくりのため、関係人口※の創出・拡大を図ります。

関連 SDGs



数値目標

主要施策	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	人材育成事業補助金の申請件数	1件	5件(累計)
	ふるさと納税年間寄附件数	2,333件	8,000件

第2節 地域づくり

現状と課題

- ① 芦屋町では、「芦屋町住民参画まちづくり条例」の制定や住民参画推進会議の設置により、協働のまちづくりを推進するための基本的なルールと仕組みを整え、取り組みを進めてきました。今後も、住民と行政がお互いの役割を自覚し、あらゆる分野において協働する必要があります。
- ② 住民との協働や地域コミュニティを推進する中で、住民に芦屋町の取り組みを知ってもらうことや住民の声を聴くことが重要です。今後も、広報紙やホームページの充実はもちろん、SNS※や戸別受信機※などによる情報発信、町長への手紙などによる広聴事業に取り組む必要があります。
- ③ 地域コミュニティの核となる自治区については、これまで加入促進に努めてきましたが、高齢化による自然減※や住民同士のつながりの希薄化もあり、加入率は低下傾向にあります。また、各自治区では役員の担い手不足が課題となっています。このため、自治区活性化促進会議※で検討された取り組みや自治区活性化交付金を活用した事業などによる地域コミュニティの醸成が重要です。
- ④ 自治区と職員との交流や自治区活動の支援を目的として、自治区担当職員制度を設け、実施してきました。今後もこの制度を通じて、自治区と行政の連携を強めていく必要があります。
- ⑤ 各種団体でも構成員の高齢化などにより、活動の継続が難しくなっています。担い手の確保とあわせて、各種団体からの相談対応など活動を支援することも重要です。
- ⑥ 継続したボランティア活動を行っていくためには、活動拠点の確保や関係機関との連携が必要です。このため、ボランティア活動センターが活動・交流・情報の拠点となり、相談対応や情報発信など活動を支援する体制を整えることが重要です。

基本 方向

積極的な情報発信・情報共有に努め、ボランティア活動の支援などを通じて、あらゆる分野で協働のまちづくりを進めるとともに、暮らしやすい地域をつくるため、自治区担当職員制度による支援を通じて、自治区の活性化に取り組めます。

主要施策

1 住民との協働

- ① 「芦屋町住民参画まちづくり条例」に基づき、住民と行政があらゆる分野で協働し、住民参画によるまちづくりを推進します。
- ② 協働のまちづくりを推進するため、情報をわかりやすく提供するとともに、積極的に情報共有を行います。

2 地域コミュニティの推進

- ① 自治区の活性化や加入率を維持するため、自治区活性化促進会議[※]の活用とともに効果的な施策を検討し、自治区活動を支援します。
- ② 暮らしやすい地域づくりの実現のため、出前町長室や出前講座[※]などを通じて自治区や住民と情報共有を行うとともに、区長会と連携して地域の課題の解決に取り組みます。
- ③ 自治区と職員との交流や自治区活動の支援のため、自治区担当職員制度を推進します。
- ④ 地域で活動する住民主体の各種団体の活動を支援します。



出前講座



自治区担当職員制度による交流

3 ボランティア活動の支援

- ① 関係機関と連携し、ボランティアを行う人や団体が効果的に活動できるよう、支援を行います。
- ② 各種ボランティア活動を周知・啓発することで、ボランティア意識の高揚を図るとともに、活動参加へのきっかけづくりに取り組みます。



折り紙ボランティア養成講座



ボランティア活動センター

関連 SDGs



数値目標

主要施策	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	【コミュニティ活動状況調査】 「まちづくりへの住民参画・協働」 に関する満足度の構成比 ^{*注1}	62.4%	64.9%
2	自治区加入率	51.1%	51.1%
	出前講座 [*] の実施講座数	18回	19回(平均)
3	ボランティア活動センターの 利用者数	2,469人	2,620人

*注1) コミュニティ活動状況調査に関する満足度の構成比
同調査の問9「満足度」の回答から、「わからない」と「無回答」を除いた「満足」と「やや満足」の割合を算定したものの。

2

安全で安心して暮らせるまち

第1節 安全・安心

第2章 安全で安心して暮らせるまち

第1節 安全・安心

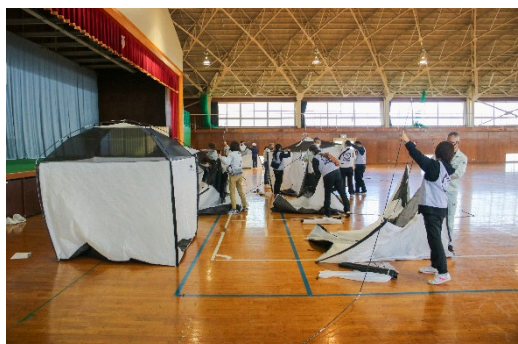
現状と課題

- ① 近年、全国各地で大型台風や集中豪雨、大規模地震などによる甚大な被害が発生しており、芦屋町も例外ではありません。このため、復旧・復興を中心とした「事後対策」だけでなく、あらかじめ被害の発生を想定した上で、平時から事前に備える「防災・減災」の対策が重要です。
- ② 地域のきめ細かな防災体制づくりのため、自治区を基礎とした自主防災組織[※]の設置を進め、26区で組織化されています。また、防災訓練の実施や防災士[※]の育成・活用などを通じて防災体制の充実を図っています。引き続き、自主防災組織[※]を中心とした防災体制の強化を図り、自助・共助の意識を高め、取り組みを促進する必要があります。
- ③ 地域防災力の向上を図るため、防災資機材などの整備・拡充に努めてきましたが、引き続き促進する必要があります。また、ハザードマップ[※]の確認や非常時用備蓄品・防災用品の準備の周知などを通じ、防災意識の向上や災害時の適切な避難行動などの啓発を図ることが重要です。
- ④ 全国的にみると、災害により多くの高齢者が被害を受けており、避難の実行性の確保に課題が残っています。自力での避難が困難な高齢者などの情報を事前に把握するとともに、平時から地域による見守りや関係構築を図り、災害時に円滑な避難支援が可能となるよう取り組む必要があります。
- ⑤ 空家が適切に管理されない場合、倒壊や放火、不審者の侵入・占拠などにつながるおそれがあります。今後も空家の増加が見込まれるため、所有者などに対して除却などを含む適正管理を促していく必要があります。
- ⑥ 気候変動による災害の激甚化[※]・頻発化に伴い、迅速に対応できる消防組織の重要性は高まっています。特に地域防災を支える消防団において、消防団員の定数確保と訓練などによる災害対応力の維持・向上が課題となっています。今後も、円滑な消防活動を実施するため、消防資機材や装備品の更新・充実を図る必要があります。
- ⑦ 芦屋町では、芦屋町自治防犯組合や折尾警察署との協働での夜間パトロールを実施しています。また、青色回転灯装備車（青パト）[※]による小中学校の登下校時間帯や夜間のパトロールにも取り組んでおり、青少年を取り巻く状況については、年間数件の声かけ事案などが発生しているものの、重大な事件には至っていません。引き続き、防犯対策としてパトロールに取り組むことが重要です。

- ⑧ サイバー犯罪^{*}や特殊詐欺の深刻化など、デジタル技術の急速な普及により犯罪が複雑化しています。このため、犯罪抑止や事件・事故の早期解決を目的とした防犯カメラの設置促進や消費者相談でのよりきめ細かな支援を推進する必要があります。
- ⑨ 全国的にみると、交通事故による死亡者のうち半数以上が65歳以上の高齢者であり、通学中の児童生徒の事故も依然として発生しています。芦屋町の交通事故発生件数は遠賀郡内の他自治体と比べ少ない傾向にありますが、今後も交通安全の啓発活動や通学路の安全対策などに取り組む必要があります。

基本方向

災害などから住民の生命と財産を守るため、自主防災組織^{*}の充実・強化や消防力の向上に取り組むとともに、犯罪や特殊詐欺などの被害防止、交通安全に対する啓発などを進め、安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。



地震津波避難訓練



遠賀郡消防総合訓練

主要施策

1 防災対策の充実

- ① 「芦屋町地域防災計画」に基づき、土砂災害予防対策など防災対策の充実を図ります。
- ② 災害に備え、地域住民で助け合う自主防災組織^{*}の充実・強化や防災訓練の実施、防災士^{*}の育成や連携に取り組みます。
- ③ 災害時の緊急情報を適時適切に発信するため、戸別受信機^{*}をはじめとした災害情報伝達手段を整備するとともに、災害発生時の対策として、一定の食料や生活物資、防災資機材などの備蓄を進め、避難所における良好な環境づくりに取り組みます。
- ④ 国土交通省や福岡県から示される浸水想定区域や土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域などを示したハザードマップ^{*}を適切に更新するとともに、ハザードマップ^{*}の周知などを通じて防災知識の普及に取り組みます。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿^{*}を定期的に更新するとともに、災害時などに円滑かつ迅速な避難支援が行われるよう、平常時の地域での見守りや地域のつながり強化に向け働きかけます。
- ⑥ 「芦屋町空家等対策計画」に基づき、特定空家^{*}の除却や老朽危険家屋等解体補助金^{*注2}などの利用推進を通じて、空家対策に取り組みます。

2 消防の充実

- ① 消防力向上のため、消防団員の確保に努めるとともに、訓練などを通じて資質の向上に取り組みます。
- ② 消防資機材や装備品の充実、更新を行います。

*注2) 老朽危険家屋等解体補助金

安心・安全の確保と住環境の保全を図るため、町内において老朽危険家屋などを解体する工事を行う場合に補助する制度（補助期限あり）。

3 防犯対策

- ① 広報紙やホームページを通じた啓発活動により、住民一人一人の防犯意識の高揚を図ります。
- ② 防犯パトロールや登下校時の青色回転灯装備車（青パト）※によるパトロールの強化など、自治防犯組合や各種団体との連携により地域ぐるみの防犯活動を行います。
- ③ 芦屋町防犯カメラ設置補助制度による防犯カメラの設置促進を通じて、犯罪の抑止の向上など、防犯環境の整備を進めます。
- ④ 消費者保護を図るため、出前講座※の提供や啓発に取り組むとともに、専属の消費者相談員などによるきめ細かな支援を行います。

4 交通安全対策

- ① 交通安全の啓発のため、警察や交通安全協会と連携し、交通安全運動の実施や広報活動などに取り組みます。
- ② 地域や学校で交通安全教室や講習会を開催するとともに、交通安全指導の充実に取り組みます。
- ③ 「芦屋町通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路における児童生徒の安全対策を行うとともに、学校や自治区、青少年健全育成町民会議などと連携し、通学時の交通安全対策を実施します。
- ④ 高齢者による交通事故を防ぐため、高齢者運転免許証返納者支援事業に取り組みます。



交通安全教室



通学時の見守り活動

関連 SDGs



数値目標

主要 施策	指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	【コミュニティ活動状況調査】 「地震や風水害などの防災対策」に 関する満足度の構成比	79.0%	81.9%
	防災訓練の実施回数	年 2 回	年 2 回
2	消防団員数	76 人	80 人
3	町内での街頭犯罪件数	20 件	12 件
4	町内での交通事故発生件数	26 件	15 件

3

こどもがのびのびと育つまち

第1節 こども・子育て支援

第2節 学校教育

第3章 こどもがのびのびと育つまち

第1節 こども・子育て支援

現状と課題

- ① こども・子育て支援に向けた取り組みをこれまで以上に効果的かつ総合的に推進するため、従来の「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」に「子ども・若者計画」を加えた、「芦屋町子ども計画」を令和6年3月に策定しました。今後も、この計画に基づいて、全てのこどもが持つ権利の保障に取り組むとともに、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を行う必要があります。
- ② 令和5年12月に国が定めた「こども大綱」において、こどもが幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられました。こどもが幸せで健やかに成長していくために、こどもや若者、子育て当事者、教育・保育に携わる人だけでなく、社会全体に対し、こどもの権利の普及・啓発に取り組む必要があります。
- ③ 子育てに関する悩みや家庭内の問題（児童虐待・家庭内暴力・ヤングケアラー※）など、こどもや妊産婦、その家族が抱える困りごとは増加するとともに、多様化しています。このため、令和6年4月に設置したこども家庭センター※や子育て支援センター「たんぽぽ」での相談・支援体制の充実が重要です。
- ④ 保育所（園）や幼稚園、認定こども園※では、各年度において利用者数が定員を上回っているものの、保育士や幼稚園教諭などの体制を整え、利用が必要なこどもの受け入れを行っています。一方で、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などにより、教育・保育に対するニーズはさらに高まっており、安心してこどもを預けて働くことができる環境づくりが求められています。
- ⑤ 障がいのあるこどもやひとり親家庭のこどもが、障がいの有無や家庭環境にかかわらず安心して暮らせるよう、権利の尊重や支援の充実が求められています。芦屋町の特別支援教育（すくすく発達相談事業、巡回相談事業など）は、福岡県内でも高い水準となっています。引き続き、幼児期からの支援とともに、家庭や地域を含めた町全体での取り組みを進める必要があります。
- ⑥ 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、芦屋町では医療費や通学費の助成、町内小中学校の給食費の無償化などを行っています。少子化が進む中で、芦屋町の未来を担うこどもを社会全体で育てていくために、継続的な支援が求められています。

基本
方向

こども家庭センター※を拠点とした子育て世帯への支援や、各種補助制度による子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、幼児教育・保育環境の充実をはじめ、特別な支援が必要なこどもへの適切な支援を行うなど、子育て世帯が暮らしやすいまちをめざします。

主要施策

1 こども・子育て支援の充実

- ① 「芦屋町こども計画」に基づき、ライフステージに応じたこども・若者・子育て支援施策の推進・充実を図ります。
- ② こども家庭センター※において、子育てに関する相談業務のワンストップ化を推進するとともに、妊娠期から子育て期までのさまざまな悩みや児童虐待など家庭内の問題について総合的な相談支援を行います。
- ③ 安心して子育てができる環境づくりを進めるため、子育て支援センター「たんぽぽ」において、各種事業との連携や効果的な情報発信、子育て家庭への相談・支援体制の充実に取り組みます。
- ④ 小学生を対象とした放課後児童クラブにおいて、利用者ニーズに対応したサービスを提供します。
- ⑤ 保育所（園）や幼稚園、認定こども園※、小学校、中学校や町の関係各課などが連携し、幼児期からの特別支援教育に取り組み、適切な支援を行います。
- ⑥ 芦屋町独自の子ども医療制度や小・中・高校生などへの通学費補助制度^{注3}、学校給食費の無償化^{注4}などを通じて、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- ⑦ 人口増や活力あるまちづくりを推進するため、新たに定住する子育て世帯に対し民間賃貸住宅家賃補助金^{注5}を通じて、経済的負担の軽減を図ります。

*注3) 小・中・高校生などへの通学費補助制度

子育て世帯の負担軽減のため、芦屋町に住む小・中・高校生などの学生が、公共交通機関を利用して通学する場合の定期代を半額補助する制度（補助期限あり）。

*注4) 学校給食費の無償化

子育て世代の経済的負担の軽減を図り、子育て支援に貢献することを目的に、町内の小中学校の給食費を町が負担し、無償化する取り組み（補助期限あり）。

*注5) 民間賃貸住宅家賃補助金

定住人口の増加を図り、活力あるまちづくりを推進するため、民間賃貸住宅に住む子育て世帯や新婚世帯に、家賃の一部として月1万円を上限に、最長72か月間、商工会発行の商品券を交付する制度（補助期限あり）。

2 幼児教育・保育

- ① 必要な人が教育・保育施設を利用できるよう保育所（園）や幼稚園、認定こども園※などの利用定員を確保します。
- ② 教育・保育の充実を図るため、保育所（園）や幼稚園、認定こども園※などの取り組みを支援します。



幼稚園の教室内活動



保育園の野外活動

関連 SDGs



数値目標

主要施策	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	【コミュニティ活動状況調査】 「児童福祉、子育て支援の充実」に関する満足度の構成比	84.2%	85.0%
	子育て支援センターの年間利用者数	5,871人	5,900人
2	待機児童数	0人	0人(累計)

第2節 学校教育

現状と課題

- ① 教育をめぐる状況は、地域社会や家族の変容、デジタル化やグローバル化の進展などにより大きく変化しています。こうした社会の変化に対応するため、芦屋町では、こどもたちが「生きる力^{*注6}」を育みながら、価値ある夢・希望・志を持ち、地域社会と関わりながらよりよい人生を主体的に切り拓いていけるよう、「芦屋町教育大綱」に基づく各種施策に取り組んでいます。
- ② 学校教育における学力の向上について、小中連携事業や放課後学習事業（放課後塾やイブニングスタディ）などに取り組んでいます。基礎・基本となる学力を身につけさせるため、こどもたちの学ぶ意欲を高め、一人一人の目標や課題に応じた教育活動が組織的かつ効率的に展開できる環境づくりに努める必要があります。
- ③ 英語教育の充実については、小学校英語専科教員・ALT^{*}による授業や体験型英語学習の実施、英語検定試験の全額補助^{*注7}による検定資格の取得推進などに取り組んでいます。グローバル化の進展により、生涯にわたって必要とされる英語によるコミュニケーション力の育成を図る必要があります。
- ④ ICT^{*}環境については、タブレット端末や電子黒板、学習支援ソフト(デジタルドリル)などの整備が進んでおり、今後は効果的な活用を目指して取り組む必要があります。また、ICT^{*}機器の更新時には多額の費用が見込まれるため、計画的な更新が必要です。
- ⑤ 全国的にみると、小中学生の不登校は新型コロナウイルス感染症の影響により急増し、現在も増加傾向にあります。これまで以上に個々の状況に応じたきめ細やかな支援が求められることから、令和7年4月に教育支援センター^{*}、中学校に校内教育支援センターを設置しました。引き続き、学校やスクールソーシャルワーカー^{*}などと連携した不登校児童生徒への支援が求められています。
- ⑥ 芦屋町では、「芦屋のこどもは芦屋で育てる」を基本理念に、学校・家庭・地域が連携して、こどもの育成に努めています。学力だけでなく、豊かな心の醸成、体力づくり、シビックプライド^{*}の醸成などにおいても、学校・家庭・地域が連携した取り組みが重要です。

*注6) 生きる力

知（確かな学力）・徳（豊かな人間性）・体（健康・体力）のバランスの取れた力のこと。

*注7) 英語検定試験の全額補助

こどもたちの英語力や学習意欲の向上を図るため、町内小中学校に通う児童生徒及び町内居住者で町外の小中学校に通う児童生徒が実用英語技能検定（英検）を受験する場合、同一年度に1回限りで、全額を補助するもの（補助期限あり）。

- ⑦ 学校施設については、「芦屋町学校施設等長寿命化計画」に基づき、建具・外部改修工事やLED化などを実施してきました。今後も、この計画に基づき計画的な維持管理や整備を行う必要があります。

基本 方向

将来を担う子どもたちが、確かな学力や豊かな心、健やかな体を身に付けることができるよう、小中一貫教育や英語教育の充実、タブレットなどを活用したICT※教育に取り組みます。また、教育環境の充実のため、学校施設の計画的な改修や整備を進めます。

主要施策

1 学力の向上

- ① 基礎学力の定着・向上や家庭学習の習慣化を図るため、放課後塾やイブニングスタディなどの放課後学習事業を実施し、児童生徒の学力の向上に取り組みます。
- ② 計画的かつ継続的な教育指導を行うため、小学校から中学校までの9年間を通して小中一貫教育を推進します。
- ③ 学力調査などの分析結果をもとに児童生徒の現状を把握し、一人一人の目標や課題に応じた適切な指導を行います。
- ④ 教職員の資質や指導力の向上を図るため、小中連携事業の研究・発表や小中合同の教職員研修などに取り組みます。
- ⑤ 英語によるコミュニケーション力の育成を図るため、ALT※を活用した授業や体験型英語学習を実施するとともに、英語検定試験への補助を通じて、検定資格の取得を推進します。
- ⑥ 効果的なICT※教育を推進するため、タブレットなどのICT※機器を活用し、基礎的・基本的な学習の定着、個別最適かつ協働的な学びの実現を図ります。



ALT を活用した授業



放課後塾

2 豊かな心・健やかな体の育成

- ① 学校や教育支援センター※、スクールソーシャルワーカー※などの関係者と連携し、不登校児童生徒への支援を行います。
- ② 語先後礼※のあいさつの徹底を通じて、礼儀正しいこどもの育成に取り組みます。
- ③ 児童生徒の健康な体づくりを支えるため、栄養バランスに優れたおいしい学校給食を提供するとともに、食品ロス対策のため食べ残しの削減に取り組みます。
- ④ 体力アップシートを活用し、運動の日常化に取り組みます。
- ⑤ シビックプライド※の醸成を図るため、校歌の学習や芦屋釜の里での呈茶体験、あしや砂像展の訪問など、地域の歴史や文化を学ぶ活動に取り組みます。



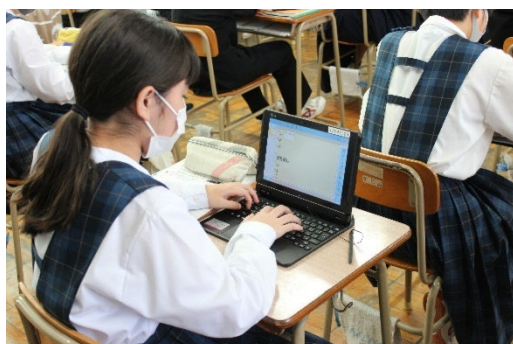
学校給食



中学校呈茶体験

3 学校施設・教育環境の充実

- ① ICT※機器の効果的な活用を図るため、タブレット端末や電子黒板の整備などのハード面だけでなく、デジタルドリルの活用などソフト面も含めたICT※環境の充実を図ります。
- ② 児童生徒が安全かつ快適な環境で学べるよう、小中学校体育館への空調設備の設置など学校施設の整備を進めます。



ICT機器を活用した授業



小中学校体育館

関連 SDGs



数値目標

主要 施策	指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	全国学力・学習状況調査 ^{*注8} において全国平均を上回った教科数	2 教科	4 教科
	小中学校における英語検定の受験率	小学校：33.3% 中学校：35.2%	小学校：30.0% 中学校：40.0%
2	1,000 人あたりの不登校児童生徒数が全国値を下回った学校種別数（小学校・中学校）	1 校	2 校
	全国体力・運動能力調査 ^{*注9} の総合評価（5段階）において、A・Bの割合が全国平均を上回った学年数（男女）	3 学年	4 学年
3	体育館に空調設備を設置した学校数	0 校	4 校（累計）

*注 8) 全国学力・学習状況調査

「義務教育の機会均等とその水準の維持・向上」を目的として、文部科学省が全国の小学校第 6 学年と中学校第 3 学年を対象に実施する調査。

*注 9) 全国体力・運動能力調査

「体力と運動習慣等の現状を把握・分析」を目的として、文部科学省が全国の小学校第 5 学年と中学校第 2 学年を対象に実施する調査。

4

いきいきと暮らせる笑顔のまち

第1節 社会福祉

第2節 健康づくり

第4章 いきいきと暮らせる笑顔のまち

第1節 社会福祉

現状と課題

- ① 人口減少や少子高齢化、独居高齢者の増加に加え、ライフサイクルや価値観の多様化により、福祉を取り巻く課題は複雑化・複合化しています。このため、「芦屋町地域福祉計画」に基づき、地域に関わる全ての人と行政が一体となり、地域全体で課題解決に向けた取り組みを進めることが求められています。
- ② 高齢化率が毎年上昇を続けていく中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせることが重要です。「芦屋町高齢者福祉計画」に基づき、今後も配食サービス事業などの在宅福祉サービス※や地域包括支援センター※を中心とした総合相談の実施など、高齢者の生活支援に取り組む必要があります。
- ③ 高齢者が安心していきいきと暮らしていくためには、高齢者の交流や社会参加の促進が重要であることから、老人クラブへの支援を行っています。また、老朽化が進む老人憩の家については、令和11年3月までで廃止する予定であり、廃止後の新たな高齢者施策について検討する必要があります。
- ④ 介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けるための仕組みづくりが求められています。介護予防や在宅医療と介護の連携、認知症施策などに取り組む地域包括ケアシステム※を深化、推進する必要があります。
- ⑤ 介護予防に重点を置いた取り組みの推進も重要です。身近なところで気軽に参加できる自治区公民館体操やゲンキはつらつサポーター教室などを通じた住民の自主的な活動への支援が求められています。
- ⑥ 障がいのある人を取り巻く環境は、高齢化の進行や障がいの重度化・重複化などに伴い大きく変化しています。障がいの有無にかかわらず、自分らしくいきいきと暮らしていくため、「芦屋町障害者計画・障害福祉計画」に基づき、地域共生社会の実現に向けた支援に取り組む必要があります。

基本 方向

誰もが自分らしく安心して、いきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、一人一人が必要とする支援の充実や合理的配慮※を図るとともに、「共助」を中心とした地域福祉を推進し、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

主要施策

1 地域福祉の推進

- ① 「共助」を中心とした地域福祉の実現を図るため、地域住民や住民主体の各種団体、社会福祉協議会などと連携し、互いに助け合い、支え合う地域づくりを推進します。
- ② 「芦屋町成年後見制度利用促進計画」に基づき、成年後見制度^{*}の利用促進に関する施策を推進します。

2 高齢者福祉の充実

- ① 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステム^{*}の深化に取り組みます。
- ② 高齢者の認知症予防や安全・安心な生活を支援するため、高齢者施策の充実を図るとともに、周知・啓発に取り組みます。
- ③ 健康寿命^{*}の延伸をめざし、介護予防事業の充実を図ります。
- ④ 身近な地域で交流や介護予防ができるよう、住民主体の通いの場や生きがいの取り組みを支援します。



敬老会



出張介護予防教室

3 障がい者福祉の充実

- ① 障がいのある人などの自立した日常生活を支援するため、一人一人のニーズを把握し、最適なサービスの提供と支援体制の充実を図ります。
- ② 「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現のため、啓発や合理的配慮※の促進などに取り組みます。
- ③ バリアフリーやユニバーサルデザイン※を推進し、誰にとっても利用しやすい公共施設の整備に取り組みます。

関連 SDGs



数値目標

主要施策	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	【地域福祉計画策定時アンケート (福祉のあり方を問う設問)】 「福祉は、行政と住民が協力しながら地域で支え合う組織づくりをすべき」と選択した人の割合	70.8%	81.0%
2	認知症予防教室参加者数	20人	100人(累計)
3	【コミュニティ活動状況調査】 「障がい者福祉の充実」に関する満足度の構成比	73.7%	76.2%

第2節 健康づくり

現状と課題

- ① 食生活や運動習慣などを原因とする生活習慣病が増加している中で、予防のため特定健康診査*を受診することが重要です。芦屋町では、集団健診を平日毎日実施するなど受診しやすい体制づくりや電話・訪問による積極的な受診勧奨などにより、受診率が増加しています。今後も、特定健康診査*の重要性について継続的な啓発活動を行い、さらなる受診率の向上を図る必要があります。
- ② 日本人の死亡原因の第1位となっているがんの早期発見・早期治療のためには、がん検査の受診が重要です。このため、特定年齢の人に無料クーポンを配布するなどにより、受診率の向上に努めてきました。今後も特定健康診査*と同様に、がん検査の重要性について継続的な啓発活動を行い、さらなる受診率の向上を図る必要があります。
- ③ 予防接種は感染予防だけでなく、病気の重症化を防ぐ上で重要です。しかし、幼児期の接種率は高いものの、学童期や高齢者における接種率の低さが課題となっています。また、新型コロナウイルスや帯状疱疹など新たな予防接種が増えており、接種率の向上のためには、予防接種の重要性を啓発する必要があります。
- ④ 妊婦や出生児の健康増進を図るため、妊婦と面談し保健指導や栄養指導を行うほか、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査の受診促進に取り組んでいます。また、乳幼児の健康状態や発育、発達の確認を行い、こどもの健やかな成長を支援するために乳幼児健康診査を実施しています。今後も、各種健康診査の受診率向上に取り組む必要があります。
- ⑤ 国民健康保険事業は、産業・就業構造の変化や高齢者人口の増加などに伴い、保険税収入が減少する一方で医療費は増加するなど、厳しい財政運営が続いています。このため、国民健康保険の財政責任主体である福岡県とともに、財政健全化に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- ⑥ 急速に進む高齢化や疾病構造の変化*などに伴い、住民の医療に対するニーズは多様化・高度化しています。また、新型コロナウイルス感染症で経験したように、新たな感染症が住民の健康や生命を脅かす事態も懸念されます。町内の医療機関などと連携し、安全で安心な医療の提供が求められています。

基本 方向

住民一人一人の健康に対する意識啓発とともに、定期的な健診（検診）に対する受診勧奨を図りながら、健やかで心豊かな生涯を送ることができるよう健康づくりに取り組みます。また、芦屋中央病院をはじめ、町内の医療機関や遠賀中間医師会と連携し、安全・安心な地域医療^{*注10}の提供に努めます。

主要施策

1 健康づくりの推進

- ① 健康教室や料理教室など生活習慣を見直す機会を提供することで、住民一人一人の健康づくりを支援します。
- ② 生活習慣病やがんの早期発見・早期治療を図るため、住民健診（検診）を実施するとともに、啓発や受診勧奨の徹底、関係機関との連携などを通じて、受診率の向上に取り組みます。
- ③ 健康の増進を図るため、乳幼児期から高齢期までの各期において予防接種を実施します。
- ④ 乳幼児と母親の健康の増進を図るため、妊婦健康診査や妊産婦歯科健康診査、出生児の全戸訪問、出産後の母体の健康管理、乳幼児健康診査などを実施します。



健康教室



2歳児歯科相談

*注10) 地域医療

医療・介護・福祉の連携の中で、住民の健康を支える医療体制のこと。本計画においては、地域医療における介護・福祉分野については、含まないものと定義している。

2 国民健康保険事業

- ① 医療費の適正化を図るため、特定健康診査^{*}の受診勧奨や特定保健指導^{*}などを通じて受診率の向上に取り組みます。
- ② 国民健康保険税の賦課^{*}・徴収や資格管理を徹底し、国民健康保険事業の健全な運営に取り組みます。

3 地域医療の充実

- ① 芦屋中央病院をはじめ、町内の医療機関や遠賀中間医師会と連携し、安全・安心な地域医療の提供に努めます。

関連 SDGs



数値目標

主要施策	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	がん検診受診率（胃がん・肺がん・大腸がんの平均）	14.4%	21.0%
	高齢者定期予防接種の平均接種率	24.3%	30.0%
2	特定健康診査 [*] 受診率	44.6%	60.0%
3	【コミュニティ活動状況調査】 「地域医療の充実」に関する満足度の構成比	75.5%	75.5%

5

活力ある産業を育むまち

第1節 農業

第2節 水産業

第3節 商工業

第4節 観光

第5章 活力ある産業を育むまち

第1節 農業

現状と課題

- ① 芦屋町の農業は、農業従事者の高齢化や海外からの農作物の輸入増加、鳥獣による農作物被害などの問題を抱え、経営は厳しい状況におかれています。農業振興の重要な役割を担う認定農業者^{*}の負担も増加傾向にあり、新規就農支援や国・県補助金を活用した機械導入などによるスマート農業^{*}への支援を行っていく必要があります。
- ② 現在の芦屋町の農業を持続可能なものとしていくため、認定農業者^{*}などへの集積・農地の集約化を図る必要があります。また、後継者不足や相続問題などにより、遊休農地や荒廃農地の拡大が懸念されています。荒廃化が進むと農地への再生が困難になることから、農地所有者に対し適正な管理を促すことが重要です。
- ③ 農地への負荷を軽減するため、減農薬・減化学肥料栽培の促進が求められています。このため、緑肥を使用する栽培などの環境保全型農業^{*}に取り組む農業者組織を支援する必要があります。
- ④ 農業基盤の整備に係る経費は、物価や人件費の高騰などにより、上昇し続けています。このため、国・県の補助事業を活用するとともに、関係機関と連携して農地や農道、農業用水路の整備を進める必要があります。また、施設の長寿命化^{*}やライフサイクルコスト^{*}の縮減にも取り組むことが重要です。
- ⑤ 芦屋町では水稻や青ネギ、キャベツ、ほうれんそう、赤しそなどが生産されており、直売所への出荷や学校給食への供給などを通じて地産地消が進んでいます。また、田屋ねぎや赤しそはブランド化されています。情報発信などによる認知度の向上に努め、芦屋製品の魅力を高めていく必要があります。

基本 方向

農業経営の安定化や担い手の育成のため、「地域計画^{*}」を推進し、認定農業者^{*}への農地の集約化や遊休農地の解消などを図ります。また、農業基盤の整備やスマート農業^{*}を推進します。

主要施策

1 農業経営の安定化

- ① 生産性の向上や農作業の効率化を図るため、機械導入支援などを通じてスマート農業※を促進します。
- ② 「芦屋町鳥獣被害防止計画」に基づき、鳥獣からの農作物被害を防ぐため、対策に取り組みます。
- ③ 農業後継者や新規就農者など意欲ある担い手の育成支援を行うとともに、認定農業者※などへの農地の集積を図ります。
- ④ 芦屋産農産物の認知度向上や農業の魅力を高めるため、情報発信に取り組みます。



自動アシスト付き田植機



小学生の田植え体験

2 農業基盤の整備

- ① 農地中間管理事業を活用し、遊休農地の有効利用を促進するとともに、農地の集約化を図ります。
- ② 環境保全型農業※に取り組む農業者組織を支援します。
- ③ 農地や農道、農業用水路の農業基盤の整備を進めます。



田屋ねぎ



芦屋台地の赤しそ

関連 SDGs



数値目標

主要 施策	指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	認定農業者※への農地集積率	68.0%	80.0%
2	遊休農地面積	4.8ha	3.7ha

第2節 水産業

現状と課題

- ① 芦屋町の水産業は高齢化や担い手不足、水産資源の減少や燃油の高騰などを背景とした経営悪化などの問題を抱え、厳しい状況におかれています。遠賀漁業協同組合などの関係団体との連携を図り、担い手や水産資源の確保に向けた取り組みを支援する必要があります。
- ② 芦屋港及び柏原漁港では、主に小型漁船による沿岸漁業が行われており、沖ノ島・白島付近を主な漁場としています。遠賀漁業協同組合では水産物を獲るだけでなく、育てる漁業にも取り組んでおり、事業の継続に向けた支援が求められています。
- ③ 漁業経営の安定化をめざし、「浜の活力再生プラン※」に基づき、水産物の消費拡大や水産資源の確保などに取り組む必要があります。
- ④ 水産物の安定供給に向けて、「柏原漁港機能保全計画」に基づき、柏原漁港の基盤整備を計画的に進めています。今後も、この計画に沿った整備を推進するとともに、既存施設の長寿命化※やライフサイクルコスト※の縮減にも取り組むことが重要です。
- ⑤ 藻場の減少は水産資源に深刻な影響を与えるとともに、地球温暖化の要因となります。芦屋町においても、海藻類を食べつくすムラサキウニの増加などにより、藻場が減少していることから、ブルーカーボン事業※でもある藻場の再生に取り組む必要があります。

基本方向

漁業経営の安定化のため、「浜の活力再生プラン※」を推進します。
また、水産物の安定供給のため、漁業基盤の計画的な整備に取り組みます。

主要施策

1 漁業経営の安定化

- ① 漁業経営の安定化のため、遠賀漁業協同組合などと連携し、担い手や水産資源の確保、地産地消に向けた取り組みを支援します。
- ② 漁獲量の増加と水産物の品質安定化のため、養殖事業などの育てる漁業を支援します。



芦屋産の鱈



芦屋産のイカ

2 漁業基盤の整備

- ① 「水産物供給基盤機能保全事業（機能保全計画）」に基づき、漁港の基盤整備を進めます。
- ② 関係機関と連携し、柏原漁港西方の荒波対策に取り組みます。
- ③ 遠賀漁業協同組合などと連携し、藻場の再生に取り組みます。



芦屋漁港



柏原漁港

関連 SDGs



数値目標

主要 施策	指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	新規加入漁協組合員数	0 人	1 人(累計)
2	ウニ駆除の活動面積	9.1ha	14.1ha

第3節 商工業

現状と課題

- ① 商工業は地域経済の担い手であるだけでなく、住民の生活利便の向上や地域経済の循環といった役割を果たし、地域の発展には欠かせません。しかし、商店街などの中心市街地の衰退や近隣市町への大型店舗進出による売上げ不振や担い手不足、物価や人件費の高騰などにより、芦屋町における商工業の経営は厳しい状況にあります。
- ② 芦屋町では商工会などと連携して、制度融資[※]や信用保証料補助金[※]、地域振興券の発行などを活用した商業者への支援、企業誘致[※]などによる商工業の振興に取り組んでいます。
- ③ 売上げ不振や担い手が不足している現状を踏まえ、官民一体となったワンストップの創業支援体制を整備するため、遠賀郡内4町と各商工会、金融機関とともに設置したおんが創業支援協議会において、起業・創業促進に取り組む必要があります。
- ④ 芦屋町では商工会などと連携し、ブランド認定制度などによる芦屋産品の高付加価値化に取り組んでいます。引き続き、芦屋産品の魅力を発信し、知名度の向上を図ることで、地域産業の活性化を促進する必要があります。

基本 方向

商工会との連携をはじめ、各種制度による事業者支援を行うとともに、芦屋産品を対象としたブランド認定制度などを通じて、商工業の活性化を促進し、地域経済の活性化に取り組みます。



2025 年金賞 芦屋町の旨み粗塩



生活応援商品券

主要施策

1 商工業の振興

- ① 商工会と連携し、制度融資※や信用保証料補助金※、地域振興券の発行支援などを通じて、商工業の活性化に取り組みます。
- ② 創業促進支援事業補助金*注11や空き店舗等活用事業補助金*注12、「芦屋町企業誘致条例」などを活用し、空き店舗対策や起業の促進、企業誘致※に取り組みます。
- ③ 官民一体となったおんが創業支援協議会を有効活用し、遠賀郡各町と連携した起業の促進に取り組みます。
- ④ 地域産業の活性化のため、芦屋産品をブランド認定制度によりブランド化し、芦屋産品の高付加価値化や認知度の向上、販路拡大に取り組みます。

関連 SDGs



数値目標

主要施策	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	制度融資※による貸付件数	67件	169件(累計)
	補助対象とした地域振興券の使用率	99.6%	99.7%
	ブランド認定品の件数	39品	51品

*注11) 創業促進支援事業補助金

中小企業の新たな事業の創出を応援することで、地域に活力を与え経済を活性化させることにより、需要の増大や雇用を創出することを目的とし、新たに創業を行う人に対し、創業に要する費用の一部を補助する制度（補助期限あり）。

*注12) 空き店舗等活用事業補助金

空き店舗等の利用促進、商業の振興やまちのにぎわいづくりを目的とし、空き店舗等で事業を行おうとする人に、最大2年間（24か月）の家賃の一部を補助する制度（補助期限あり）。

第4節 観光

現状と課題

- ① 芦屋町は、響灘に面する海岸をはじめとする美しい自然や独自の歴史・文化などの豊富な観光資源を有しています。これら豊富な資源を生かしていくためには、「芦屋町観光基本構想」に基づく施策を展開する必要があります。
- ② 健康遊具や大型遊具を整備した芦屋海浜公園や、近隣にはない海水浴場と往来ができる芦屋海浜公園レジャープールアクアシアンには、毎年多くの来場者が訪れます。今後も、老朽化や変化する利用者ニーズに対応した施設整備に取り組む必要があります。
- ③ 観光公園※として、恋人の聖地※に認定された夏井ヶ浜はまゆう公園をはじめ、魚見公園や城山公園があります。魚見公園は、園路や展望台を更新し、芦屋町の新たな訪問先となるよう整備を行っています。城山公園については、維持管理に留まっており、今後の整備方針について検討していく必要があります。
- ④ 観光客誘致の拠点の一つである国民宿舎マリンテラスあしやは、計画的な施設の改修や指定管理者制度※による効率的な施設運営により、稼働率や利用者、観光消費額は増加傾向にあります。施設の計画的な改修を行いつつ、引き続き効率的な施設運営を図る必要があります。
- ⑤ 大正時代から続くあしや花火大会や、福岡県内で唯一の砂の彫刻展であるあしや砂像展、芦屋基地航空祭などさまざまなイベントが開催され、その度に多くの方が来町されています。しかし、来町者の町内周遊や滞在時間の増加に伴う観光消費額の増加にはつながっていない状況です。
- ⑥ 芦屋町の観光スポットや魅力的なイベントについて、SNS※などを活用した情報発信の強化を進めてきました。今後も、さらなる情報発信の強化を図り、来町者の増加を図る必要があります。
- ⑦ 全国的にみると、外国人観光客が増加傾向にありますが、外国人観光客のニーズは、これまでの受動型観光（見る観光）から体験型観光（体験する観光）に推移しています。このため、ニーズを踏まえた誘因施策や環境整備の検討が必要です。
- ⑧ 芦屋町は、福岡県のサイクリングルート・モデルコースである「北九州・芦屋ルート」や「宗像・直方ルート」に位置しており、県内自治体との広域連携によるサイクルツーリズム※をはじめとした着地型観光※の創出に取り組んでいます。今後も新たな魅力の発掘とともに、他自治体との連携による広域での来町者増を図る必要があります。

- ⑨ 芦屋港レジャー港化において、全天候型施設として検討を進めていた砂像屋内展示施設の整備を取りやめたことに伴い、改めて導入機能を検討する必要があります。あわせて、先行して整備を行っている芦屋港ポートパークの開業にあたり、マリンレジャーの拠点としてのにぎわいづくりの創出が課題となります。
- ⑩ 芦屋港及び周辺エリアには、多様な施設が存在するため、各施設が一体となってエリア全体の価値を高めていく体制づくりが課題となっています。

基本方向

芦屋町の持つ豊富な資源を有効に活用するとともに、観光協会をはじめとした関係団体・機関との連携や芦屋港のレジャー港化に向けた整備推進を通じて、交流人口[※]の増加に取り組み、地域経済の活性化を図ります。

主要施策

1 観光資源の整備と活用

- ① 「芦屋海浜公園施設長寿命化計画」に基づき、海浜公園やレジャープールの改修を行います。
- ② 美しい自然を有する「魚見公園」や「城山公園」などの効果的な活用方法を検討し、必要な整備を進めます。
- ③ 「国民宿舎マリンテラスあしや長寿命化計画」に基づき、改修を行うとともに、指定管理者制度[※]による民間の知見を取り入れた運用を継続することで、利用者サービスや客室稼働率の向上に努めます。



レジャープールアクアシアン



マリンテラスあしや

2 地域資源を生かした観光の推進

- ① 「芦屋町観光基本構想」に基づき、住民や行政、観光協会をはじめとした関係団体・事業者などと連携し、芦屋町の豊富な観光資源を生かした観光を推進します。
- ② あしや花火大会やあしや砂像展の開催支援を継続するとともに、町内の観光消費額の増加を図るため、来場者の町内周遊の促進や町内での滞在時間の確保に取り組みます。
- ③ 交流人口※の増加を図るため、SNS※などを活用した芦屋町の観光スポットや魅力的なイベントのブランディングやプロモーション活動を行います。
- ④ 観光客の増加を図るため、観光協会や近隣自治体との連携により、サイクルーツリズム※などの着地型観光※の創出に取り組むとともに、外国人観光客のニーズに合わせたインバウンド※対策を推進します。



あしや花火大会



あしや砂像展

3 芦屋港の活性化の推進

- ① 「芦屋港活性化基本計画」に基づき、芦屋港へ観光レジャーの機能を導入するとともに、海浜公園との一体的な空間形成や民間活力の積極的な活用に取り組みます。

関連 SDGs



数値目標

主要 施策	指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	マリンテラスあしや客室稼働率	70.3%	71.0%
2	観光入込客数	587,604人	769,000人
3	芦屋港における年間来場者数	—	150,000人



ボートパーク（係留施設）



夏井ヶ浜はまゆう公園

6

環境にやさしく、快適なまち

第1節 生活環境

第2節 公園・緑地

第3節 土地利用・住宅

第4節 道路・交通

第5節 上水道・下水道

第6章 環境にやさしく、快適なまち

第1節 生活環境

現状と課題

- ① 芦屋町には、豊かな自然が多く残されています。良好な自然環境保全のためには、地域の実情に即した身近な環境保全に関する取り組みが求められています。このため、住民と事業者、行政が連携・協力して、「芦屋町環境基本計画」に基づき、環境課題に取り組む必要があります。
- ② 令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の達成に向けて、地域における脱炭素社会づくりが課題となっています。北九州市と芦屋町を含む近隣17市町で構成する、連携中枢都市圏「北九州都市圏域」は脱炭素先行地域*に選定されており、積極的に脱炭素を進める必要があります。
- ③ 環境美化活動として、美化巡視員による不法投棄防止のための町内巡視を実施しています。また、地域・河川・海岸の一斉清掃やボランティア団体などによる清掃活動に対して支援を行っています。今後も環境美化活動の支援充実や環境マナー向上に向けた啓発を図っていくことが重要です。
- ④ 航空機騒音や不法係留船、遠賀川などから流出するごみの問題、PFAS*（パーフラス）汚染など、国や福岡県とともに解決すべき環境課題もあります。これらの解決に向け、引き続き関係機関への要望や協議を行う必要があります。
- ⑤ ごみの分別や減量、再資源化の啓発や資源物の集団回収を実施する団体に対して奨励金を交付するなど、地域と一体となって取り組みを進めており、芦屋町のごみ排出量は減少傾向にあります。今後も、持続可能な循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化を進める必要があります。
- ⑥ 芦屋町は、「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」をひとつの健康と捉える「ワンヘルス」を推進することを令和7年1月に宣言しました。住民へワンヘルスの周知や理解の促進を図るとともに、ワンヘルスの理念に基づき町の事業を進める必要があります。

基本方向

環境保全のための啓発や活動への支援、地域や河川、海岸などの環境美化を進めるとともに、循環型社会の形成のため、ごみの資源化や減量化、省資源・省エネルギー化などに取り組みます。

主要施策

1 環境の保全と美化

- ① 「芦屋町環境基本計画」に基づき、脱炭素社会づくりを推進するため、温室効果ガス削減をはじめとした環境問題に取り組みます。
- ② 環境美化のため、不法投棄防止活動や啓発活動、地域住民による河川敷や海岸地域、町内居住区域の清掃に取り組みます。
- ③ 遠賀川などから流出するごみ対策や不法係留船対策などについて、関係機関に働きかけます。
- ④ 快適な住環境を確保するため、航空機騒音対策について、芦屋町基地対策協議会を通じて関係機関に働きかけます。
- ⑤ ワンヘルスの周知・啓発に取り組むとともに、その理念に基づいた事業を推進します。



浄化センターの太陽光パネル



地域住民による清掃活動

2 循環型社会の推進

- ① ごみの分別や減量、再資源化を推進するため、生ごみ処理容器等購入補助金や資源物回収活動奨励金の活用を図るとともに、資源物拠点回収などに取り組みます。
- ② 循環型社会の形成に向けて、住民啓発に取り組みます。



ダンボールコンポスト



役場での資源物拠点回収

関連 SDGs



数値目標

主要 施策	指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	公共施設温室効果ガス排出量 (年間)	1,718,010kg	1,394,415kg
2	住民 1 人あたりのごみ排出量 (1 日)	719g	697g

第2節 公園・緑地

現状と課題

- ① 住民が日常的に憩い、活動し、交流する公園の整備が求められていますが、供用開始から数十年を経過した公園も多くなり、遊具などが老朽化し、樹木が繁茂している状況です。また、少子高齢化などに伴い、地域での公園利用が減少しているため、公園の整備にあたっては、点検結果や地域の意見を取り入れ、公園ごとのニーズに合った整備を推進する必要があります。
- ② 近年、松くい虫による保安林の被害は減少傾向にありますが、依然として松枯れは発生しています。関係機関と連携して、松くい虫防除事業や松の植樹など、森林の適切な維持管理を進める必要があります。
- ③ 飛砂対策として、福岡県が主体の里浜づくり事業*により松林の造成などが行われています。地域の恒久的な財産として長期的に保全・活用していくため、引き続き福岡県と協議しながら取り組む必要があります。
- ④ 芦屋町では、住民ボランティア（花ボランティア活動）による街路花壇への植栽や草取りを行うことにより、魅力ある街路景観づくりを進めています。こうした緑化活動を推進するためには、花苗配布などによる住民の緑化意識の高揚を図る取り組みを続けていく必要があります。

基本 方向

松などの緑地の保全や育成に取り組み、住民の緑化意識の高揚を図るとともに、住民に身近な公園の整備に取り組みます。



中央公園



保安林への植樹

主要施策

1 身近な公園の充実

- ① 住民との協働により、安全・安心かつニーズに合った街区公園※などの整備を進めます。

2 緑地の保全と育成

- ① 保安林などの松の保全に取り組みます。
- ② 福岡県との役割分担により、里浜づくり事業※による松の生育保全を行います。
- ③ 魅力ある街路景観づくりを推進するため、住民の緑化意識の高揚を図るとともに、緑地の適正管理に取り組みます。

関連 SDGs



数値目標

主要施策	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	【コミュニティ活動状況調査】 「公園や緑地」に関する満足度の 構成比	79.3%	79.3%
2	花ボランティア活動への参加者数	29人	30人

第3節 土地利用・住宅

現状と課題

- ① 芦屋町の行政面積のうち、航空自衛隊芦屋基地と一級河川遠賀川が町域の3分の1を占めています。実質の行政面積は限られており、町土の有効利用は重要な課題となっています。効果的かつ効率的な都市づくりの推進のため、「芦屋町都市計画マスタープラン」に基づき、芦屋町を取り巻く状況変化に対応し、土地利用や環境形成などに取り組む必要があります。
- ② 人口減少など急速に変化する社会情勢を踏まえ、コンパクトで持続可能なまちづくりを実現するため、立地適正化計画^{*}の策定が求められています。
- ③ 活用予定のない町有地については、順次積極的な売却を進めていく必要があります。また、芦屋中央病院跡地については、サウンディング調査^{*}を実施するなど検討を進めてきましたが、有効な活用方法が見出せていません。隣接する芦屋港レジャー港化の進捗状況を踏まえ、引き続き民間活力の活用を含めた検討を進める必要があります。
- ④ 芦屋町の町営住宅は耐用年数を迎えるものが多くあります。このため、老朽化した町営住宅の建替えに向けて、場所の選定や必要な戸数などの調査を行い、地域に見合った住宅ストック^{*}を形成する必要があります。引き続き、単身世帯の増加など社会の変化を的確に捉えるとともに、入居者にとって生活しやすい住環境整備が必要です。
- ⑤ 限られた町土の有効利用には、空家・空地の利用を促進する必要があります。引き続き、芦屋町空家・空地バンク^{*}を活用した空家戸数の削減に取り組むとともに、中古住宅解体後の新築住宅建築補助金^{*注13}などによる住宅整備を推進する必要があります。
- ⑥ テレワーク^{*}の普及による働き方の変化やライフスタイルの多様化などにより地方移住への関心が高まっています。引き続き、地域特性や魅力を生かした移住・定住施策や関係機関と連携した積極的な情報発信に取り組む必要があります。

基本方向

芦屋中央病院跡地などの町有地の有効利用をはじめ、町営住宅の管理戸数の適正化、空家などの活用を進めるとともに、芦屋町の特性を生かした移住・定住施策に取り組みます。

*注13) 中古住宅解体後の新築住宅建築補助金

住環境の保全を図るため、中古住宅を購入し、2年以内にその住宅を建替えて居住する場合に、最大90万円を補助する制度。また、転入者で中学生以下のこどもがいる場合には10万円を上乗せするもの(補助期限あり)。

主要施策

1 地域特性を生かした土地利用

- ① 「芦屋町都市計画マスタープラン」に基づき、持続可能な都市づくりを推進するため、地域特性を生かした土地利用を行います。
- ② 「芦屋町立地適正化計画^{*}」を策定し、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進します。
- ③ 活用予定のない町有地については、民間などに売却し有効利用を図ります。
- ④ 芦屋中央病院跡地の利活用について、検討を進めます。

2 良好な住宅の形成

- ① 「芦屋町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、管理戸数の適正化や長寿命化^{*}を図るとともに、老朽化した町営住宅の建替えに向けた検討を進めます。
- ② 芦屋町空家・空地バンク^{*}や中古住宅解体後の新築住宅建築補助金などの各種補助制度を通じて、空家戸数の削減に取り組むとともに、空家の有効利用を促進します。

3 移住・定住施策の推進

- ① 芦屋町独自の定住促進奨励金^{*注14}などの各種補助制度を通じて、子育て世帯などを中心とした移住・定住施策に取り組みます。
- ② 福岡県内外の関係機関と連携し、芦屋町の地域特性や魅力を生かした移住・定住施策に取り組みます。

*注14) 定住促進奨励金

定住人口の増加を図り、活力あるまちづくりを推進するため、戸建住宅を取得(新築・購入・建替え)した人に、固定資産税相当額を年額15万円を上限に、最長3年間、商工会発行の商品券で交付する制度(補助期限あり)。

関連 SDGs



数値目標

主要施策	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	町有地の売却件数	2件	5件(累計)
2	中古住宅解体後の新築住宅建築補助金交付件数	1件	6件 (令和9年度までの累計)
3	定住促進奨励金交付件数	35件	66件 (令和9年度までの累計)



緑ヶ丘団地



移住・定住の補助制度

第4節 道路・交通

現状と課題

- ① 道路・橋梁については、「個別施設計画」に基づき、改修や整備、維持管理を行っています。交通利便性の向上を図るためにも、計画的な改修や整備に取り組む必要があります。
- ② 利用者によりわかりやすい道路網を整理する目的で、町道と国・県道の振り替え事業を推進しています。未実施箇所については事業の早期完了に向けて福岡県と協議を進める必要があります。
- ③ 福岡県により、西祇園橋の架け替え工事が進められています。町の玄関口にふさわしい景観に配慮した橋となるよう、グレードアップ工事について、引き続き福岡県と協議する必要があります。
- ④ 全国的にみると、運転手不足や新型コロナウイルス感染症を契機とした乗客減少など、公共交通を取り巻く状況は深刻です。芦屋町において重要な移動手段であるバスを確保維持し、生活利便性を向上するために、「芦屋町地域公共交通計画」に基づき取り組みを進める必要があります。
- ⑤ 芦屋タウンバスは、社会の動向を踏まえ交通系ICカード^{*}やバスロケーションシステム^{*}の導入などに取り組んできました。通勤、通学などを行う上で、中核となる公共交通であることから、より安全・快適な運行を行うことで、利用を促進する必要があります。
- ⑥ 北九州市営バスは、タウンバスと同様に中核となる公共交通ですが、利用者が減少傾向にあります。「公共交通ネットワークの確保維持に関する協定書」に基づき、北九州市交通局と協議を行い、バスの路線や便数の確保維持に努める必要があります。
- ⑦ 巡回バスは、高齢者などにとって必要不可欠な交通手段となっています。引き続き、利用状況や利用者ニーズを把握し、利用者満足度の向上に努める必要があります。
- ⑧ 安全なバスの運行や利便性向上のため、バス車両の更新やバス停の整備を計画的に進める必要があります。

基本 方向

交通や生活の利便性向上のため、町道や橋梁について計画的に整備を実施し、各施設の長寿命化^{*}に取り組めます。また、公共交通の確保維持を図るとともに、利用促進や利用者の満足度の向上に努めます。

主要施策

1 道路の整備促進

- ① 「芦屋町個別施設計画（舗装・橋梁・道路附属物）」に基づき、舗装や道路施設・橋梁の定期点検を行うとともに、その結果を踏まえた改修や整備を進めます。
- ② 町道と国道・県道の振り替えを進めます。
- ③ 西祇園橋のグレードアップについて関係機関と協議を進めます。



歩道橋整備



橋梁点検

2 公共交通機関の充実

- ① 「芦屋町地域公共交通計画」に基づき、交通や生活の利便性向上を図るため、運行計画や路線の見直しなど町の実情に応じた公共交通施策を推進します。
- ② 「公共交通ネットワークの確保維持に関する協定書」に基づき、芦屋町に乗り入れる北九州市営バスの路線や便数の確保維持に努めます。
- ③ バス車両の更新、バス停や駐輪場の整備などを進めます。



芦屋タウンバス



芦屋町巡回バス

関連 SDGs



数値目標

主要 施策	指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	道路（舗装）の整備路線数	3 路線	28 路線(累計)
2	芦屋タウンバス利用者数	101,565 人	120,000 人
	【コミュニティ活動状況調査】 「公共交通の利便性」に関する 満足度の構成比	38.2%	40.0%

第5節 上水道・下水道

現状と課題

- ① 芦屋町の上水道事業については、平成19年度に北九州市水道局と事業統合し、安全な上水が安定的に供給されています。
- ② 全国でインフラの老朽化に伴う事故が相次いでいる状況を受け、下水道管の調査や老朽化対策の必要性が一層高まっています。芦屋町の公共下水道事業は、平成12年度に町全域の整備が完了しており、普及率は99.9%ですが、下水道施設の老朽化が進んでいます。このため、計画的な点検・調査や修繕・改築更新、長寿命化[※]を実施し、下水道の機能を長期的に維持する必要があります。
- ③ 令和6年の能登半島地震による上下水道施設の甚大な被害状況を踏まえ、施設の耐震化が全国的な課題となっています。災害に強く持続可能な下水道システムの構築に向け、下水道管渠などについて、耐震化を推進する必要があります。
- ④ 公共下水道の経営状況について、人口減少などにより下水道使用料収入は減少傾向にあります。一方で、施設老朽化に伴う大量更新期の到来による支出の増額も見込まれ、経営環境は厳しさを増しています。このため、北九州市と広域連携に係る協議を進め、令和7年11月に「芦屋町公共下水道事業事務委託に関する基本協定」を締結しています。

基本方向

下水道管渠や浄化センターなどの施設を適正に維持管理し、長寿命化[※]に取り組むとともに、下水道事業の安定化のため、中長期的な経営改善策について検討します。

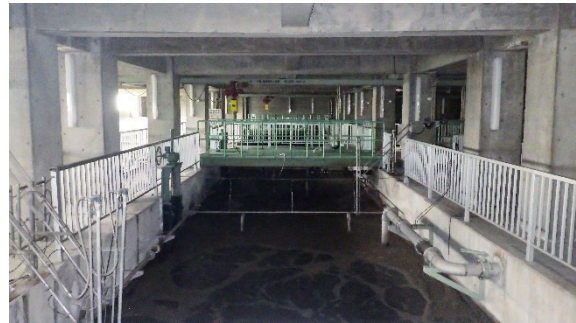
主要施策

1 公共下水道の管理運営

- ① 「芦屋町下水道ストックマネジメント※計画」に基づき、浄化センターや各ポンプ場、管渠の長寿命化※に取り組むとともに、修繕や改築更新を行います。
- ② 「芦屋町下水道耐震化計画」に基づき、下水道施設の耐震化を進めます。
- ③ 下水道事業の中長期的な経営安定化を図るため、広域化・共同化などを進めます。



下水道処理施設



下水道処理施設内

関連 SDGs



数値目標

主要施策	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	【コミュニティ活動状況調査】 「下水道の管理運営」に関する満足度の構成比	88.1%	90.0%

7

心豊かな人が育つまち

第1節 生涯学習

第2節 人権

第3節 歴史・文化

第4節 国際交流

第7章 心豊かな人が育つまち

第1節 生涯学習

現状と課題

- ① 住民一人一人が、心豊かで生きがいのある人生を送るためには、生涯を通じた学習活動によって、自らの個性や能力を伸ばし、その成果を地域社会の中で生かせる環境づくりが必要です。このため、「芦屋町教育大綱」に基づき、社会教育の取り組みを行っていく必要があります。
- ② 公民館については、世代やニーズに応じた各種公民館講座の充実に取り組んでいます。社会の変化に伴い、住民の学習ニーズも変化・多様化していくため、時代に即した学習機会の提供に努める必要があります。
- ③ 図書館については、蔵書の充実や読み聞かせなど各種事業に取り組んでいます。また、令和5年12月には遠賀郡広域電子図書館の供用を開始しました。今後も住民の読書活動を推進する必要があります。
- ④ 生涯スポーツについては、健康づくりや体力づくり、スポーツをとおしたコミュニティの醸成のため、スポーツに親しむ環境づくりを推進する必要があります。このため、スポーツ推進委員や体育協会を中心にさまざまな事業を実施していますが、参加者が減少傾向にあり、ニーズにあった事業展開が課題となっています。また、スポーツ振興の観点から、関係団体と連携した競技スポーツの支援も必要です。
- ⑤ 社会教育施設・社会体育施設ともに、施設の老朽化が進んでいます。引き続き、「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき、計画的な維持管理を行いつつ、時代のニーズに応じた整備を行う必要があります。

基本 方向

「芦屋町教育大綱」に基づき、生涯学習の総合的な推進や生涯スポーツを推進するとともに、社会教育施設などの適切な維持管理を行います。

主要施策

1 社会教育の推進

- ① 社会教育や公民館活動などの学習機会を拡充するとともに、関係各課との連携により住民が学んだ知識を生かすことができる環境づくりを推進します。
- ② 図書館事業の充実を図るとともに、図書館と保育所（園）や幼稚園、認定こども園[※]、小学校、中学校との連携により、こどもの読書活動を推進します。
- ③ 「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき、社会教育施設の適切な維持管理を行います。

2 生涯スポーツの充実

- ① 住民の健康増進と誰もが気軽に参加できる機会を提供するため、スポーツ活動団体を支援するとともに、スポーツ推進委員や関係団体と連携してスポーツ事業の実施に取り組みます。
- ② 競技力の向上や指導者育成のため、関係団体と連携して競技スポーツへの支援を行います。
- ③ 「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき、社会体育施設の適切な維持管理を行います。



キッズスポーツフェスタ



町民体育祭

関連 SDGs



数値目標

主要 施策	指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	【コミュニティ活動状況調査】 「生涯学習の充実」に関する満足度 の構成比	78.5%	81.0%
	公民館講座数	35 件	175 件(累計)
2	生涯スポーツ事業の参加者数	671 人	800 人

第2節 人権

現状と課題

- ① 住民一人一人が、あらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権問題を自らの課題として捉え、あらゆる差別や人権侵害の撤廃をめざし、人権が尊重される社会を実現することが重要です。芦屋町では、「お互いが尊重される地域（まち）づくり」をスローガンに掲げて取り組みを進めています。
- ② 芦屋町では、人権講演会や人権まつりの開催、人権カレンダーや人権啓発冊子の全戸配布、広報紙を通じた定期的な啓発活動を行っています。あわせて、学校教育や社会教育の場における人権教育や各種相談を行っています。引き続き、「芦屋町人権教育・啓発基本計画」に基づき、関係機関が一体となり、取り組みの充実に努めるとともに、あらゆる場と機会を捉えて人権教育・啓発を推進することが重要です。
- ③ 全国的にみると、DV※による人権侵害に対する被害が増加しており、被害を予防するための相談体制と被害者へのサポート体制の充実が必要です。
- ④ 男女共同参画社会の実現をめざし、「芦屋町男女共同参画推進プラン」に基づく取り組みを推進しています。男女共同参画の意識づくり、男女がともに活躍できる社会環境づくり、誰もが安心して暮らせる生活環境づくりのため、さらなる施策の充実に努めていく必要があります。

基本方向

基本的人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題や男女共同参画などに関する教育や啓発などに取り組みます。



人権の花運動



人権カレンダーと人権啓発冊子

主要施策

1 人権の尊重

- ① 基本的人権が保障された差別のない明るい社会の実現に向け、同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題に対する啓発や相談・サポート体制の充実を図ります。
- ② 「芦屋町人権教育・啓発基本計画」に基づき、芦屋町人権・同和教育研究協議会や芦屋町学校人権・同和教育研究協議会などの関係団体と連携し、人権講演会や人権まつりなどの人権教育・啓発に取り組みます。



人権講演会



就学前施設における人権教育

2 男女共同参画の推進

- ① すべての個人が性別にとらわれず、お互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。
- ② 「芦屋町男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画についての意識づくり、社会環境づくりなどに取り組みます。

関連 SDGs



数値目標

主要施策	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	【コミュニティ活動状況調査】 「人権教育の推進」に関する満足度の構成比	81.1%	83.6%
	人権講演会と人権まつりの参加者数	723人	770人
2	【コミュニティ活動状況調査】 「男女共同参画の推進」に関する満足度の構成比	70.8%	73.3%



人権まつり



男女共同参画職員研修

第3節 歴史・文化

現状と課題

- ① 芦屋町は、多くの歴史遺産や独自の伝統文化を有しています。これらの豊富な文化財の保護とあわせて、積極的に文化財情報を発信するなど、観光資源として地域振興に活用する取り組みが必要です。
- ② 芦屋歴史の里では、町の歴史・民俗を体系的に常設展示するほか、特別展や歴史体験講座などを実施しています。芦屋町の魅力を知ってもらうためには、常設展示の充実が必要です。また、入館者数は特別展の内容に大きく影響されることから、話題性の高い特別展の開催が必要です。
- ③ 芦屋釜の里では、令和2年11月に重要文化財「芦屋霰地真形釜(あしやあられじしんなりがま)」を入手し、令和6年11月に収蔵展示施設をリニューアルオープンしました。以降、重要文化財指定芦屋釜の常設展示を行っています。この芦屋釜を新たなシンボルとして、芦屋釜の周知や観光資源としての活用に取り組む必要があります。
- ④ 芦屋釜復興の取り組みについては、「芦屋釜の里振興計画」に基づき、2人の鋳物師[※]が16年間の養成期間を経て独立しています。新たな鋳物師[※]の養成にも取り組んでいますが、後継者となる人材の確保が課題となっています。今後も、芦屋釜をはじめとする芦屋鋳物[※]の技術継承に向けた取り組みを進めるとともに、芦屋鋳物[※]が芦屋町の新たな産業となるよう、独立した鋳物師[※]への支援を行う必要があります。
- ⑤ 文化芸術活動については、文化協会などの文化・芸術に関する各種団体と連携し、文化祭などさまざまな活動を実施しています。今後も各種団体と連携し、文化意識の向上を図っていく必要があります。
- ⑥ ギャラリーあしやは、芦屋町において文化芸術活動の拠点の一つとなっています。今後も、特別展や企画展、ワークショップの充実とともに、貸館利用の促進や公民館・図書館との連携などに取り組む必要があります。

基本 方向

豊富な文化遺産を次世代に継承するため、文化財の適切な保護や管理に取り組めます。また、「芦屋釜の里振興計画」に基づき、オンリーワンの地域資源である芦屋釜の活用や芦屋鋳物[※]の産業化をめざします。あわせて、住民の文化芸術活動の充実や文化意識の向上に取り組むとともに、住民が文化芸術に触れる機会を拡充します。

主要施策

1 文化財の保護と活用

- ① 豊富な文化遺産を次世代に継承するため、文化財保護意識の高揚を図ります。
- ② 文化財の適切な保護や管理に取り組むとともに、芦屋町の歴史・文化の魅力を積極的に情報発信します。
- ③ 芦屋町の歴史・文化を生かした地域振興に取り組むため、芦屋歴史の里事業の充実を図ります。
- ④ 「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき、芦屋歴史の里の適切な維持管理を行います。

2 芦屋釜の振興

- ① 芦屋町の誇りである芦屋釜を町内外に広く周知し、オンリーワンの地域資源として活用します。
- ② 地域の文化振興や観光資源としての魅力向上に取り組むため、芦屋釜の里事業の充実を図ります。
- ③ 鋳物師^{*}への支援を行い、芦屋釜の復興を進めるとともに、芦屋鋳物^{*}の産業化をめざします。
- ④ 「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき、芦屋釜の里の適切な維持管理を行います。



重要文化財「芦屋覇地真形釜」



芦屋釜の里

3 文化・芸術活動の充実

- ① 文化や芸術に関する各種団体などと連携し、住民の文化芸術活動の充実や文化意識の向上に取り組みます。
- ② ギャラリーあしや事業の充実を図るとともに、住民の文化芸術に触れる機会を提供します。

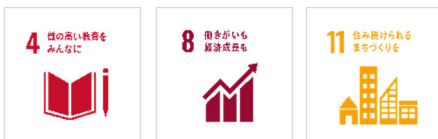


芸術家のたまご展



ギャラリーあしや事業

関連 SDGs



数値目標

主要施策	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	芦屋歴史の里入館者数 (有料、無料含む)	4,413 人	5,000 人
2	芦屋釜の里入館者数 (有料、無料含む)	17,732 人	20,000 人
3	【コミュニティ活動状況調査】 「歴史・文化の振興」に関する 満足度の構成比	82.2%	85.4%

第4節 国際交流

現状と課題

- ① 外国人住民の増加や多様化を視野に入れ、多文化共生の実現に向けた意識啓発や国際交流・国際理解の促進が求められています。
- ② 国際感覚の醸成や異文化理解のため、小学生を対象とした英語体験施設訪問事業や、中学生を対象とした海外ホームステイ事業を実施しています。
- ③ 住民が異文化に触れる機会の充実を図るため、国際交流協会の支援を行っています。

基本方向

グローバルな視野を持って行動できる人材の育成に取り組みます。
また、国際交流協会を通じた住民の国際交流活動を促進します。



国際交流パーティー



小学生の英語活動体験

主要施策

1 国際交流の推進

- ① 多文化共生の実現に向けて、異なる考え方や文化について、理解し受け入れるための教育・啓発を推進するとともに、国際交流協会を中心として、多くの住民が参加できる国際交流活動を支援します。
- ② 小学生の英語活動体験、中学生の海外ホームステイ事業を通じて、国際的な感覚や異文化への関心を高めるなど、グローバルな視野を持って行動できる人材を育成します。



世界の料理教室



中学生の海外ホームステイ事業

関連 SDGs



数値目標

主要施策	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	【コミュニティ活動状況調査】 「国際交流の推進」に関する 満足度の構成比	78.9%	78.9%

計画の実現に向けて

計画の実現に向けて

現状と課題

- ① 芦屋町は地方税が歳入全体の15%未満と他自治体と比較すると少ない状況の中で、行政サービスの維持管理に必要な人件費、物件費などの増加により経常収支比率※が高い水準にあります。また、公共施設の老朽化に伴い修繕や更新などに多額の事業費が見込まれるため、経常的な支出の見直しや自主財源の確保に取り組むとともに、計画的で重点的な配分を行い、安定的かつ効率的な行財政運営を続けていく必要があります。
- ② 公共施設については、少子高齢化や町財政の見通しを踏まえ、安全性やサービスの向上、中長期的な視点による効果的かつ効率的な整備や維持管理が求められています。今後も「芦屋町公共施設等総合管理計画」や施設毎の個別計画に基づき、計画的な整備などを行っていく必要があります。
- ③ モーターボート競走事業については、電話・インターネットによる投票の推進など、売上向上に積極的に取り組んできました。このような経営努力の結果、一般会計への繰り入れなど芦屋町の財政運営に大きく寄与しています。
- ④ 町職員の若年化に伴い豊富な知識や経験を有する職員が不足している状況です。このため、さまざまなアプローチから、職員の資質向上や能力開発に取り組む必要があります。あわせて、芦屋町の特徴を生かすとともに、社会情勢の変化や住民ニーズに的確に対応できる柔軟で効率的な組織づくりが必要です。
- ⑤ 行政サービスの多様化、複雑化が進行している一方で、職員の確保が厳しくなっており、限られた人員で効率的な行政サービスの提供を行う必要があります。デジタル技術を活用した業務の見直しや効率化を進めるとともに、住民の利便性向上と業務負担の軽減に向け、DX人材*注15を育成する必要があります。
- ⑥ 一般廃棄物処理、消防、火葬施設は、遠賀・中間地域広域行政事務組合を構成し、運営しています。また、北九州市と芦屋町を含む近隣17市町で、連携中枢都市圏「北九州都市圏域」を構成しており、他自治体と連携しながら、活力ある社会経済を維持するための取り組みを進めていく必要があります。
- ⑦ 近隣の大学とさまざまな分野で連携することにより、相互協力の地域づくりを推進しています。引き続き、大学の知見やノウハウ、学生の若いパワーを生かした事業の推進や住民との交流による地域の活性化を図る必要があります。

*注15) DX人材

行政における様々な課題に対して、デジタル技術を活用することで、住民サービスの利便性や行政事務の効率化に向けた、企画立案や施策実行ができる人材のこと。

主要施策

1 健全で持続可能な行財政運営を行います



- ① 健全な行財政運営のため、最小の経費で最大の効果をあげられるよう選択と集中により、効果的かつ効率的な事業推進に取り組みます。
- ② 自主財源の確保に努めるとともに、各種使用料などの見直しを行います。
- ③ 「芦屋町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の適正配置や、計画的な維持管理・修繕・更新などに取り組みます。

2 モーターボート競走事業の売上向上を図ります



- ① 電話・インターネット投票をはじめとした広域発売の売上向上を図るため、SNS※などを活用した宣伝広告を行います。
- ② 来場者の増加を図るため、ボートレース場施設を有効活用し、幅広い層の来場を促進する施策に取り組みます。

3 職員の育成や資質向上を図ります



- ① 職員一人一人が意欲を持ってその能力を発揮できるよう人事評価制度を運用するとともに、計画的な研修や自治区担当職員制度の活用などを通じて、職員の資質向上や能力開発に取り組みます。
- ② デジタル的な視点から、新たな価値を創出できる、DX人材の育成に取り組みます。



4 柔軟で生産性の高い組織づくりをめざします

- ① P D C Aサイクル※による目標管理制度の運用により、効果的かつ効率的な組織づくりに取り組みます。
- ② 情報共有と各課間の連携を図るとともに、効果的かつ柔軟に対応できる組織運営を行います。
- ③ 住民の利便性向上や業務の効率化を図るため、デジタル化を推進するとともに、A I※、R P A※などのデジタルツールの活用に取り組みます。

8

働きがいも
家計成長も

9

産業と技術革新の
基盤をつくる

11

学び続けられる
まちづくりを

17

パートナーシップで
自然を応援しよう

5 広域連携を推進します

- ① 行政事務や電算システムの共同利用に取り組みます。
- ② 遠賀・中間地域広域行政事務組合とともに効率的な運営に取り組みます。
- ③ 連携中枢都市圏「北九州都市圏域」による連携事業を進めます。
- ④ 近隣の大学とさまざまな分野で連携し、若いパワーを生かした地域の活性化に取り組みます。



ボートレース芦屋



大学との連携事業

資料編

後期基本計画策定経過

主な住民参画の取り組み

芦屋町総合振興計画審議会条例

第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画審議会委員

芦屋町におけるSDGs一覧表

用語解説

後期基本計画策定経過

令和6年度

月 日	区 分	内 容
5月13日	第1回 検討会議	◆ 総合振興計画後期基本計画の策定について
11月1日 ～11月29日	コミュニティ活動状況調査 (住民アンケート)	◆ 町の取り組みに対する住民の評価、今後のまちづくりや施策に対する意向などを把握
11月6日	第1回 第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画審議会	◆ 総合振興計画後期基本計画の策定概要について ◆ コミュニティ活動状況調査（住民アンケート）の実施について
3月17日	政策会議	◆ コミュニティ活動状況調査結果報告書（素案）について

令和7年度

月 日	区 分	内 容
5月8日、 5月9日	第1回 職員ワーキンググループ会議	◆ 総合振興計画後期基本計画の策定について ◆ 施策の評価及び現状と課題について
6月10日 ～6月20日	中学生アンケート	◆ 未来の芦屋町を担う中学生のまちづくりに関する意見を把握
6月23日	議会全員協議会	◆ 総合振興計画後期基本計画の策定について
6月26日	第2回 職員ワーキンググループ会議	◆ 現状と課題の整理について
6月30日、 7月1日	関係団体意見交換会	◆ 各種団体の現状や課題、今後の取り組みや町への要望などを把握
7月8日	第3回 職員ワーキンググループ会議	◆ 現状と課題（素案）について
7月16日	第2回 検討会議	◆ 総合振興計画前期基本計画施策評価の結果報告
7月23日	トップヒアリング (波多野町長)	◆ 策定に向けた思いや重点的に取り組むべき事項などを確認
7月28日	第4回 職員ワーキンググループ会議	◆ 実施した取り組みの報告 ◆ 主要施策・数値目標について

月 日	区 分	内 容
8月6日	第3回 検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 総合振興計画前期基本計画施策評価（素案）について ◆ 現状と課題（素案）について
8月22日	政策会議	◆ 総合振興計画前期基本計画の施策評価及び現状と課題について
9月3日	第5回 職員ワーキンググループ会議	◆ 主要施策・数値目標の整理について
9月18日	第6回 職員ワーキンググループ会議	◆ 主要施策・数値目標（素案）について
9月18日	第2回 第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実施した取り組みの報告及び施策評価について ◆ 総合振興計画後期基本計画の現状と課題（素案）について
10月1日	第4回 検討会議	◆ 総合振興計画後期基本計画（素案）について
10月14日	トップヒアリング （貝掛町長）	◆ 策定に向けた思いや重点的に取り組むべき事項などを確認
10月15日	第5回 検討会議	◆ 総合振興計画後期基本計画（素案）について
10月21日	政策会議	◆ 総合振興計画後期基本計画（素案）について
10月29日	第3回 第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 策定スケジュールについて ◆ 総合振興計画後期基本計画（素案）について
11月25日	第4回 第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画審議会	◆ 総合振興計画後期基本計画（素案）について
12月10日	政策会議	◆ 総合振興計画後期基本計画（素案）パブリックコメント実施について
12月19日	議会全員協議会	◆ 総合振興計画後期基本計画（素案）について
12月25日 ～1月23日	パブリックコメント	◆ 1人（意見3件）
2月16日	政策会議	◆ 総合振興計画後期基本計画（素案）への意見に対する対応について

主な住民参画の取り組み

コミュニティ活動状況調査(住民アンケート)	
実施期間	令和6年11月1日～11月29日
対象者	町内に居住する18歳以上の住民(2,000人)
概要等	芦屋町の取り組みに対する住民の評価、今後のまちづくりや施策に対する意向などを把握するために、アンケート調査を実施しました。
回収率	36.2%
結果	P14、15を参照

中学生アンケート	
実施期間	令和7年6月10日～6月20日
対象者	芦屋中学校全校生徒(317人)
概要等	未来の芦屋町を担う中学生のまちづくりに関する意見を把握するために、アンケート調査を実施しました。
回収率	75.1%
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋町への好感度 好き79%、好きではない6%、どちらとも言えない15% 〈好きの主な理由〉 「自然が豊か」「魅力的なイベント、行事がある」など 〈好きではないの主な理由〉 「交通の便がよくない」「買い物など日常生活が不便」など ・芦屋町への将来的な定住希望 これからもずっと住みたい22%、一度離れて将来は戻ってきたい32%、違う場所に住みたい21%、わからない26% ⇒好感度が高い人ほど定住希望も強いため、流出対策としてシビックプライドの醸成は有効と考えます。

関係団体意見交換会	
実施期間	令和7年6月30日、7月1日
参加者	まちづくりに取り組む各種団体（16団体） <ul style="list-style-type: none"> ■コミュニティ分野 芦屋町区長会、芦屋町老人クラブ連合会、芦屋町体育協会、芦屋町文化協会、芦屋町郷土史研究会、芦屋町国際交流協会 ■教育・福祉分野 芦屋町人権・同和教育研究協議会、芦屋町青少年健全育成町民会議、芦屋町四校PTA連絡協議会、芦屋町民生委員・児童委員協議会、芦屋町社会福祉協議会、芦屋町手をつなぐリボンの会 ■産業振興分野 芦屋町代表農事組合、遠賀漁業協同組合、芦屋町商工会、一般社団法人芦屋町観光協会
概要等	16団体がコミュニティ、教育・福祉、産業振興の3分野に分かれ、団体活動の視点から、団体の現状や課題、今後の取り組みやまちへの要望などについて意見交換を行いました。
結果	「構成員の高齢化・参加者の減少・担い手不足」や「行政との情報共有」が3分野に共通した団体における問題・課題であることが分かりました。

第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画審議会	
実施期間	令和6年11月～令和7年11月
参加者	学識経験者や各種団体の代表者、公募委員（17人）
概要等	各種現況データや住民参画検討結果、庁内検討結果を踏まえ審議し、答申としてまとめました。

パブリックコメント	
実施期間	令和7年12月25日～令和8年1月23日
対象者	芦屋町に住んでいるか、通勤・通学している人
概要等	総合振興計画後期基本計画（素案）を公表し、住民から広く意見や提案を募集するために、パブリックコメントを実施しました。
結果	1人（意見3件）

芦屋町総合振興計画審議会条例

平成 31 年 3 月 20 日条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、芦屋町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び所掌事務)

第 2 条 町長の諮問に応じて、芦屋町の総合振興計画に関する必要な事項の調査及び審議を行うため、芦屋町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、専門的知識を有する者及び町民の中から、町長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。ただし、任期中であつても委員が任命されたときの要件を欠くにいたつたときは、当該委員はその職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 7 条 審議会の会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第 8 条 会長が所掌事務の専門的な調査及び審議の必要を認めたときは、審議会に部会をおくことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は部会委員の互選によつて定める。

3 部会長は、部務を掌理し、部会における調査及び審議の経過並びに結果を審議会の会議に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代行する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年6月13日条例第51号)

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日条例第3号)

第11条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成17年2月18日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月25日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成31年3月20日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画 審議会委員

令和6年度

	氏名	選出団体
1	廣川 祐司	北九州市立大学 (基盤教育センター 准教授)
2	石川 智雄	芦屋町住民参画推進会議
3	安部 信義	芦屋町社会福祉協議会
4	山田 寛	芦屋町老人クラブ連合会
5	福島 直人	芦屋町都市計画審議会
6	末廣 由香里	芦屋町子ども・子育て会議
7	福原 光次	芦屋町区長会
8	佐伯 慎也	芦屋町教育委員会
9	本田 浩	芦屋町議会
10	田中 太	芦屋町議会
11	吉岡 学	一般社団法人芦屋町観光協会
12	萩原 洋子	芦屋町農業委員会
13	中西 隆雄	遠賀漁業協同組合
14	中山 智幸	芦屋町商工会
15	鹿島 由美	芦屋町男女共同参画審議会
16	大庭 朱美	公募
17	倉田 智美	公募

令和7年度

	氏名	選出団体
1	廣川 祐司	北九州市立大学 (基盤教育センター 准教授)
2	石川 智雄	芦屋町住民参画推進会議
3	安部 信義	芦屋町社会福祉協議会
4	山田 寛	芦屋町老人クラブ連合会
5	福島 直人	芦屋町都市計画審議会
6	末廣 由香里	芦屋町子ども・子育て会議
7	福原 光次	芦屋町区長会
8	佐伯 慎也	芦屋町教育委員会
9	内海 猛年	芦屋町議会
10	中西 智昭	芦屋町議会
11	吉岡 学	一般社団法人芦屋町観光協会
12	萩原 洋子	芦屋町農業委員会
13	中西 隆雄	遠賀漁業協同組合
14	中山 智幸	芦屋町商工会
15	鹿島 由美	芦屋町男女共同参画審議会
16	大庭 朱美	公募
17	倉田 智美	公募

芦屋町における SDGs 一覧表

基本目標 (章)	SDGs 施策 (節)	1 貧乏をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギーを
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー
1 住民とともに進めるまちづくり	1.人づくり				●	●		
	2.地域づくり					●		
2 安全で安心して暮らせるまち	1.安全・安心				●			
3 こどもがのびのびと育つまち	1.こども・子育て支援	●		●	●	●		
	2.学校教育			●	●			
4 いきいきと暮らせる笑顔のまち	1.社会福祉			●	●			
	2.健康づくり			●				
5 活力ある産業を育むまち	1.農業		●					
	2.水産業		●					
	3.商工業							
	4.観光							●
6 環境にやさしく、快適なまち	1.生活環境			●			●	●
	2.公園・緑地			●			●	
	3.土地利用・住宅							
	4.道路・交通							
	5.上水道・下水道						●	
7 心豊かな人が育つまち	1.生涯学習			●	●			
	2.人権				●	●		
	3.歴史・文化				●			
	4.国際交流				●			
計画の実現に向けて	1.健全で持続可能な行財政運営を行います							
	2.モーターボート競走事業の売上向上を図ります							
	3.職員の育成や資質向上を図ります							
	4.柔軟で生産性の高い組織づくりをめざします							
	5.広域連携を推進します							

資料編 芦屋町における SDGs 一覧表

8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
経済成長・ 雇用	産業基盤・ イノベーション	不平等	持続可能な 都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和・公正	実施手段
		●						●	●
		●	●					●	●
			●		●			●	●
●		●							
●		●						●	●
●	●						●		●
●	●					●			●
●	●					●			●
●	●		●			●			●
			●	●	●	●			●
			●	●	●	●	●		●
●	●		●						●
	●		●						●
			●			●			●
									●
		●						●	
●			●						
									●
			●					●	●
			●						
									●
									●
●	●		●						●

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

計画の実現
に向けて

資料編

用語解説

用語	解説
A	
AI	Artificial Intelligence の略語で、コンピュータや機械が人間のように思考、学習、判断、認識、問題解決を行う能力をもつ技術。
ALT	Assistant Language Teacher の略語で、外国語を母国語とする外国語指導助手。小中学校に児童生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助する。
D	
DV	Domestic Violence の略語で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。
I	
ICT	Information and Communication Technology の略語で、パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術。
P	
PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を一連のサイクルとし、実行することで継続的な改善を促す手法の総称。
ピーファス PFAS	有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物とポリフルオロアルキル化合物の総称。PFAS の中でも、PFOS(ピーフォス)とPFOA(ピーフォア)は幅広い用途で使用されてきた。難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取り組みが進められている。
R	
RPA	Robotic Process Automation の略語で、人がコンピュータ上で行う作業やプロセスに対して、ソフトウェアを利用して、自動化する技術。
S	
SNS	Social Networking Service の略語で、インターネットを利用して、お互いに情報を共有したり、リアルタイムでコミュニケーションを取ることができるサービス全般。
あ行	
青色回転灯装備車 (青パト)	自主防犯パトロールのため、青色回転灯を装備した車。一般の自動車に回転灯を装備することは法令で禁止されているが、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの証明を受けた団体は、自動車への青色回転灯の装備が認められている。
空家・空地バンク	所有者などから登録された空家や空地の情報を、空家・空地を探している人に紹介する仕組み。
いもじ 鋳物師	釜 <small>ぼんしょう</small> や梵鐘 <small>わにぐち</small> 、鰐口などの鋳物製品を造る職人。

用語	解説
あ行	
鋳物	砂や粘土などで鋳型を造り、高温で溶かした金属を鋳型に流し込んで製作したもの。
インバウンド	外国人が訪れてくる旅行。日本へのインバウンドは訪日外国人旅行、または訪日旅行。
遠賀広域都市計画用途地域	都市計画法に基づき、遠賀地域（芦屋町・岡垣町・遠賀町・水巻町の行政区域）内において、計画的な土地利用を誘導するために定める用途地域。
か行	
街区公園	主として公園から250mの範囲内の街区に居住する者の利用を目的とし、1箇所あたり面積0.25ヘクタールを標準として配置する公園。
環境保全型農業	化学肥料・農薬の使用を適正に抑制し、堆肥・緑肥などの資源循環を活用することにより、環境負荷を低減することで、安全で持続可能な生産を目指す農業。
関係人口	実際にはある特定の地域に居住していないが、地域やコミュニティに対して、深いつながりを持ち、積極的に関与する人。
観光公園	町内の優れた景勝地を保護し、住民の保健、休養及び教化を促進するとともに、交流を基調とした観光による活性化を推進するために整備された公園。
企業誘致	地方自治体や国が、企業の事務所や工場などを地方に呼び込むための取り組み。
教育支援センター	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充や基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより社会的自立の支援を行う施設。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく、自立して生活できる期間。平均寿命から病気やけが等の期間を差し引いて算出する。
経常収支比率	地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、かつ毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費や扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されるものが占める割合。この比率が高いほど財政構造の弾力性が低いとされている。
激甚化	災害の規模や範囲が大きくなること。
恋人の聖地	全国の観光地域の中からプロポーズにふさわしいロマンティックなスポットを「恋人の聖地」として選定し、地域の新たな魅力づくりや情報発信とともに、地域間の連携による地域活性化を図る取り組み。

用語	解説
か行	
合計特殊出生率	人口に対して生まれたこどもの数を表す指標の一つ。その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一生の間に子どもを生むとしたときのこどもの数に相当し、出生の傾向をみるときの主要な指標となっている。
交通系ICカード	公共交通機関で利用できるIC（集積回路）チップを搭載したカード。事前に現金をチャージ（入金）し、駅の改札機やバスの運賃箱にタッチするだけで運賃を自動精算できる。また、コンビニエンスストアや商業施設などでは電子マネーとして買い物に利用することもできる。
合理的配慮	障がいのある人から、社会的なバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で行う必要かつ適切な現状の変更又は調整。
交流人口	観光客や出張者、通勤・通学者など、ある地域を訪れる人。
語先後礼	挨拶をする際の丁寧な作法の一つで、先に挨拶の言葉を相手に伝えてから、後でお辞儀をすること。
こども家庭センター	全ての妊産婦、こども、子育て世帯を対象に、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に応じ、専門職が関係機関と連携しながら切れ目のない支援を一体的に提供する拠点。
戸別受信機	災害時や緊急時に自治体から発信される情報を家の中にいても、迅速かつ正確に音や文字で視聴できる受信機。平常時には、町からの行政情報などが放送される。聞き逃しても繰り返して確認することができる。
さ行	
サイクルツーリズム	自転車を移動手段やアクティビティとして活用し、地域を観光すること。レンタサイクルで気軽に楽しむ方法や、旅行会社などが企画するガイド付きのツアーに参加する形態などがある。
在宅福祉サービス	高齢者や障がいのある人が地域社会で生活し続けるための支援。在宅福祉サービスの内容は、配食、緊急通報装置の貸与、介護用品の給付など、多岐にわたる。
サイバー犯罪	主にコンピュータやネットワーク上で行われる犯罪の総称。
サウンディング調査	地方公共団体などが、所有する土地や施設といった公有資産の活用方法を検討するにあたり、民間事業者と直接「対話」をすることで、広く意見やアイデア、市場性を把握するための調査。
里浜づくり事業	芦屋海岸の砂浜の拡大化により問題となっている飛砂を解消するために、松の植樹などに取り組んでいる、福岡県主体の事業。

用語	解説
さ行	
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識に基づき、地域住民が自主的に結成する防災活動組織。
自然減	死亡者数が出生者数を上回っている状態。
自治区活性化促進会議	行政と住民が連携した協働のまちづくりの推進に向けて審議するため、設置された行政と自治区で構成された会議。
疾病構造の変化	国民の多くがかかっている病気の質と量の変化。第二次世界大戦後から現代にかけて、特に環境衛生の改善や医療技術の進歩、人口構造の高齢化やストレス社会の影響等による変化が顕著となっている。
指定管理者制度	多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、文化施設や体育施設、公園などのような「公の施設」の管理運営を、民間企業を含む他の団体が代行する制度。
シビックプライド	自分の住んでいるまちに誇りや愛着をもち、自分自身が積極的に関わることによってまちを良くしていこうとする、当事者意識に基づく自負心。「シビック（住民の）」という言葉には、権利と義務を持って活動する主体性という意味が含まれている。
住宅ストック	ある特定の時点において、地域内に存在する住宅の総数。
人財育成	地域社会を支える住民や地域産業の担い手を、かけがえのない「財産」と捉え、その能力や価値を最大限に高めることで、持続可能な地域づくりをめざす考え方。
信用保証料補助金	制度融資により資金調達を行う際に付す信用保証料を予算の範囲内で補助する制度。
スクールソーシャルワーカー	児童生徒が抱える問題に対し、置かれた環境へ働き掛けるとともに、学校や関係機関等と連携しながら、問題の解決を図る社会福祉等の専門家。
ストックマネジメント	目標とする明確なサービス水準を定め、その状態を点検・調査などによって客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて、施設を計画的かつ効率的に管理すること。
スマート農業	ロボット技術やAI、ICT（情報通信技術）といった先端技術を活用することで、農作業の省力化や効率化、作物の品質向上などをめざす新しい農業。
制度融資	地方自治体、金融機関、信用保証協会の3者が連携し、中小企業や個人事業主が事業資金を円滑に調達できるように支援する融資制度。

用語	解説
さ行	
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人の権利や財産を守る制度。
た行	
脱炭素先行地域	令和 32 年のカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）達成に先駆けて、令和 12 年までに CO ₂ 排出量の実質ゼロをめざすモデル地域として、国（環境省）が選定した市区町村などのこと。
地域計画	地域農業のあり方を示すとともに、耕作者の確保や農地の集約化等を推進するため、めざすべき将来の農地利用の姿を明確化した目標地図を定めた計画。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関であり、介護で困った事などの窓口。
着地型観光	体験型の観光など、それぞれの地域の特徴を生かし旅行客の受入れ側地域で開発・実施される観光プログラム。
長寿命化	公共施設などについて、限られた財源の中で必要な対策や、計画的な改修などを行うことにより、老朽化に伴う事故発生や機能停止を未然に防止し、効率的に施設の維持・管理を行うことで施設の寿命を延ばすこと。
出前講座	住民などで構成された団体やグループが主催する集会などに町の職員が講師として出向き、町政の説明や専門知識を生かした講座・実習などを行う。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用することで、時間や場所にとらわれずに柔軟に働くことができる勤務形態。
特定空家	そのまま放置すると著しく保安上危険、または衛生上有害となるおそれがあり、適切に管理されていないため著しく景観等を損なっている状態にあると認められる空家。
特定健康診査	40 歳から 74 歳までの人を対象に、生活習慣病の予防を目的とした健康診査。
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフが生活習慣を見直すための支援。

用語	解説
な行	
認定こども園	幼児教育と保育のどちらも提供し、幼稚園と保育所の両方の良さを合わせ持っている施設。
認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」に基づく「農業経営改善計画」において、一定の要件を満たすことで自治体から認定された、規模拡大や農業経営の安定化を目指す農業者。
は行	
ハザードマップ	洪水、土砂災害、津波などのリスクが想定される区域や避難場所などの情報をわかりやすく示した地図。
バスロケーションシステム	バスが現在どこを走行しているか、リアルタイムの位置情報や遅延状況などを、スマートフォンやタブレットなどから確認できるシステム。
浜の活力再生プラン	水産業振興のために、漁業経営の安定化をめざし、漁業者の所得10%以上の向上を目標として、漁協、県、関係自治体等の関係者で構成される委員会で策定した計画。
避難行動要支援者名簿	高齢者、障がい者、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人の名簿。災害対策基本法に基づき、市町村に作成が義務付けられている。
賦課	税金、手数料、負担金、社会保険料などを、国や地方公共団体、組合などが割り当てて、個人や法人に負担させること。
ブルーカーボン事業	海藻などの海洋生態系を活用して二酸化炭素を吸収・固定することで、地球温暖化の抑制に寄与する事業。
防災士	「自助・共助・協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを認定特定非営利法人（認定NPO法人）日本防災士機構が認証した人。
や行	
ヤングケアラー	本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護などを日常的に行っていることもや若者。
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが使いやすいように製品や建物、空間をデザインするという考え方。
ら行	
ライフサイクルコスト	調達や製造から廃棄するまでに要するすべての費用を含む、製品や構造物などにかかる生涯コスト。
立地適正化計画	都市の機能を効率的に配置し、持続可能な発展を促進することを目的とした計画。

第6次芦屋町総合振興計画 後期基本計画

発行／令和8年3月
発行 者／福岡県 芦屋町
編 集／芦屋町 企画政策課

〒807-0198

福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL (093) 223-3570

FAX (093) 223-3927

福岡
あしや

芦屋町